(下線部分は改正部分)

新(平成	26年2月25日農林水産省	告示第303号)
------	---------------	----------

(適用の範囲)

第1条 (略)

(定義)

200						
	用		語		定	義
普	通		合	板	合板のうち、コンクリート型枠用合板	、構造用合板、化粧ばり構造用合板、
					天然木化粧合板、特殊加工化粧合板以	外のものをいう。
(略	()				(略)	
構	造	用	合	板	合板のうち、 <u>化粧ばり構造用合板以外</u>	の合板で建築物の構造耐力上主要な部
					分に使用するもの(さね加工を施した	ものを含む。)をいう。
化粉	主ばり	構造	き用る	全板	合板のうち、構造用合板の表面又は裏	面に木材質特有の美観を表すことを主
					たる目的とした単板(以下「化粧単板	〕という。)をはり合わせたもの(さ
					ね加工を施したものを含む。)をいう。	_
天:	然 木	化	粧 合	板	合板のうち、化粧ばり構造用合板以外	の合板で表面又は表裏面に化粧単板を
					はり合わせたもの (側面加工を施した	ものを含む。 <u>)</u> をいう。
特列	朱加二	工化	粧台	计板	合板のうち、コンクリート型枠用合板	、化粧ばり構造用合板及び天然木化粧
					合板以外の合板で表面又は表裏面にオ	ーバーレイ、プリント、塗装等の加工
					を施したもの (側面加工を施したもの	<u>を含む。)</u> をいう。
(略	()				(略)	

(接着の程度)

- 第3条 合板の接着の程度の基準は、次のとおりとする。
- 1 特類にあっては、次の(1)、(2)又は(3)(全ての単板が針葉樹で構成されているものに限る。)のいず れかの要件を満たすこと。
- (1) 別記の3の(2)の連続煮沸試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表1の値以上であること。 ただし、相接する単板の繊維方向がおおむね平行する層(以下「平行層」という。)及び化粧ばり構 造用合板の表面又は裏面に化粧単板をはり合わせた接着層(以下「化粧単板接着層」という。)につ いては、試験片の同一接着層における剝離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3 分の2以上であること。
- (2) 別記の3の(2)のスチーミング繰返し試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表1の値以上 であること。ただし、平行層及び化粧単板接着層については、試験片の同一接着層における剝離しな い部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (3) 別記の3の(2)の減圧加圧試験の結果、次のaからcまでの条件を満たすこと。ただし、平行層 $\underline{\mathcal{L}}$

(適用の範囲)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす | 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす

ĺΗ

<u>_</u> る。					
	用	語		定	義
普	通	合	板	合板のうち、コンクリート型枠用合板、	構造用合板、天然木化粧合板、特殊
				加工化粧合板以外のものをいう。	
()	略)			(略)	
構	造	用合	板	合板のうち、建築物の構造耐力上主要な	部分に使用するもの(さね加工を施
				したものを含む。) をいう。	
[親	(設)			[新設]	
天	然木	化 粧 合	板	合板のうち、木材質特有の美観を表わす	ことを主たる目的として表面又は表
				裏面に単板をはり合わせたものをいう。	
特	殊 加 コ	1.化粧台	~板	合板のうち、コンクリート型枠用合板区	(は天然木化粧合板以外の合板で表面
				又は表裏面にオーバーレイ、プリント、	塗装等の加工を施したものをいう。
()	略)			(略)	

(接着の程度)

- 第3条 合板の接着の程度の基準は、次のとおりとする。
- 1 特類にあっては、次の(1)、(2)又は(3)(すべての単板が針葉樹で構成されているものに限る。)のい ずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 別記の3の(2)の連続煮沸試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。 ただし、相接する単板の繊維方向がおおむね平行する層(以下「平行層」という。)については、試 験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以 上であること。
 - (2) 別記の3の(2)のスチーミング繰返し試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上 であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそ れぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
 - (3) 別記の3の(2)の減圧加圧試験の結果、次のaからcまでの条件を満たすこと。ただし、平行層に

<u>び化粧単板接着層</u>については、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面 においてその長さの3分の2以上であること。

 $a \sim c$ (略)

- 2 1類にあっては、次の(1)、(2)又は(3)(全ての単板が針葉樹で構成されているコンクリート型枠用合板に限る。)のいずれかの要件を満たすこと。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板及び特殊コアーの合板(ベニヤコアー以外の合板をいう。以下同じ。)にあっては、別記の3の(3)の1類浸せき剝離試験の結果、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面において50mm以上であること。
- (1) 別記の3の(2)の煮沸繰返し試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが<u>表1</u>の値以上であること。ただし、平行層<u>及び化粧単板接着層</u>については、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (2) 別記の3の(2)のスチーミング処理試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが<u>表1</u>の値以上であること。ただし、平行層<u>及び化粧単板接着層</u>については、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (3) 別記<u>の</u>3の(2)の減圧加圧試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが<u>表1</u>の値以上であること。 ただし、平行層<u>及び化粧単板接着層</u>については、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さ がそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- 3 普通合板 (特殊コアーの合板を除く。) の2類にあっては、別記の3の(2)の温冷水浸せき試験の結果、 平均木部破断率及びせん断強さが表1の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一 接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。

天然木化粧合板、特殊加工化粧合板又は特殊コアーの合板の2類にあっては、別記の3の(3)の<u>2類</u> <u>浸せき剝離試験</u>の結果、試験片の同一接着層における<u>剝離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面において 50mm以上であること。

表1 木部破断率及びせん断強さの基準

[表略]

注1 (略)

2 表1中のラワンとは、 熱帯産広葉樹の通称をいう。以下同じ。

(普诵合板の規格)

第4条 普通合板の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基準
	(略)	(略)
	ホルムアルデヒド	対 別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により採
묘	量	取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区
		分に応じ、それぞれ表2の値以下であること。ただし、ホルムアルデヒド
		を含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関
		が認めた場合にあっては、この限りでない。
		表 2 ホルムアルデヒド放散量の基準
質		[表略]

ついては、試験片の同一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。

a~c (略)

- 2 1類にあっては、次の(1)、(2)又は(3)(<u>すべて</u>の単板が針葉樹で構成されているコンクリート型枠用合板に限る。)のいずれかの要件を満たすこと。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板及び特殊コアーの合板(ベニヤコアー以外の合板をいう。以下同じ。)にあっては、別記の3の(3)の<u>1類浸せきはく離試験</u>の結果、試験片の同一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面において50mm以上であること。
- (1) 別記の3の(2)の煮沸繰返し試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (2) 別記の3の(2)のスチーミング処理試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。
- (3) 別記3の(2)の減圧加圧試験の結果、平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。 ただし、平行層については、試験片の同一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面 においてその長さの3分の2以上であること。
- 3 普通合板 (特殊コアーの合板を除く。)の2類にあっては、別記の3の(2)の温冷水浸せき試験の結果、 平均木部破断率及びせん断強さが表(1)の値以上であること。ただし、平行層については、試験片の同 一接着層における<u>はく離</u>しない部分の長さがそれぞれの側面においてその長さの3分の2以上であること。

天然木化粧合板、特殊加工化粧合板又は特殊コアーの合板の2類にあっては、別記の3の(3)の2類 浸せきはく離試験の結果、試験片の同一接着層におけるはく離しない部分の長さがそれぞれの側面において50mm以上であること。

表(1)

「表略]

注 (略)

「新設]

(普诵合板の規格)

第4条 普通合板の規格は 次のとおりとする。

	TAK BELLIKY/MILITER DESCRIPTION						
	区 分	基準					
	(略)	(略)					
	ホルムアルデヒド放散	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により採					
묘	量	取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、性能区					
		分に応じ、それぞれ <u>次の表</u> の値以下であること。ただし、ホルムアルデヒ					
		ドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機					
		関が認めた場合にあっては、この限りでない。					
		[新設]					
質		[表略]					

(略)	(略)
Estrature 7	
[削る。]	
[削る。]	
Falket are 1	
[削る。]	
[削る。]	
板 面 の 品 質	1 表板に別表1に掲げる種類の広葉樹単板を用いたものにあっては、表
	面については <u>第2項</u> に規定する表面の品質の基準に、裏面については第 4項に規定する裏面の品質の基準に適合すること。
	4 特に放足する美国の面員の基準に適立すること。 2 (略)
	3 表板に針葉樹単板を用いたものにあっては、 <u>表3</u> に掲げる記号ごとに
	それぞれ第5項に規定する板面の品質の基準に適合すること。
	表3 板面の品質に関する記号
	[表略]
(略)	(略)

(略)	(略)
吸湿性(難燃処理を施	別記の3の(7)の吸湿試験の結果、同一試料合板から採取した試験片の当
した旨の表示をしてあ	該試験において増加した質量の平均値が0.4g以下であること。
るものに限る。)	
難燃性(難燃処理を施	別記の3の(8)の難燃性試験の結果、試験片のそれぞれが次の基準に適合
した旨の表示をしてあ	すること。
るものに限る。)	1 試験片の全厚にわたる溶融、試験片の裏面に対する亀裂(裏面におけ
	る亀裂の幅が全厚の10分の1以上であるものに限る。)、その他防火上著
	しく有害な変形などのないこと。
	2 加熱終了後30秒以上残炎がないこと。
	3 試験の結果得られた排気温度曲線が、試験開始後3分以内に標準温度
	曲線を超えないこと。
	4 排気温度曲線が標準温度曲線を超えている部分の排気温度曲線と標準
	温度曲線とで囲まれた部分の面積 (単位℃×分) が350以下であること。
	5 単位面積あたりの発煙係数が120以下であること。
ガス有害性(難燃処理	別記の3の(9)のガス有害性試験の結果、試験片に係るマウスの平均行動
を施した旨の表示をし	停止時間が、標準材料に係るマウスの平均行動停止時間より大きいこと。
てあるものに限る。)	11322 11304 (187 13111-1810)
防炎性(防炎処理を施	別記の3の(10)の防炎性試験の結果、試験片が次の基準に適合すること。
した旨の表示をしてあ	1 残炎時間(2分間加熱後、バーナーの炎を消してから試験片が炎をあ
るものに限る。)	げて燃える状態がやむまでの時間をいう。以下同じ。)が10秒以下であ
<u> </u>	ること。
	2 残じん時間(2分間加熱後、バーナーの炎を消してから試験片が炎を
	あげずに燃える状態がやむまでの時間をいう。以下同じ。)が30秒以下
	であること。
	3 炭化面積(燃焼試験開始時から、残炎時間及び残じん時間が経過する
	までの間において炭化した試験片の面積をいう。)が50cm²以下であるこ
	٤,
板面の品質	1 表板に別表1に掲げる種類の広葉樹単板を用いたものにあっては、表
- PH	面については次項に規定する表面の品質の基準に、裏面については第4
	項に規定する裏面の品質の基準に適合すること。
	2 (略)
	3 表板に針葉樹単板を用いたものにあっては、次の表に掲げる記号ごと
	にそれぞれ第5項に規定する板面の品質の基準に適合すること。
	新設
	[表略]
(略)	(略)
反り又はねじれ	(1)
1	

		1 • 2 (略)
	(略)	(略)
	寸 法	1 表示された寸法(以下「表示寸法」という。)に対する測定した寸法(厚さにあっては0.05mmまで、その他のものにあっては1mmまで <u>読み取</u> り可能な測定器具により測定するものとする。以下同じ。)の差が、表生の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。 表4 寸法の許容差 [表略]
表示	表 示 事 項	1~3 (略) 4 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関 又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1、2又は3に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。なお、その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとする。
	表示の方法	 表示事項の項の1の(1)から(5)まで及び2から4までに掲げる表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「普通合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施した旨の表示をするものにあっては「(防虫処理)」と「普通合板」の次に記載すること。 (2)~(7) (略) 2・3 (略)
	(略)	(略)

注1・2 (略)

2 前項の表板に別表1に掲げる種類の広葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準は、次のとおりとする。

1	表準	1	等	2	等	3 等	4 等
事項							
長径が5m	mを	(略)		(略)		板面積の平方メート	板面積の平方メート
超える生	きき					ルの数の10倍以下で	ルの数の20倍以下で
節、死に領	節、					<u>あること。</u>	<u>あること。</u>
穴、入りり	支及						
びやにつ	ぎの						
総数							
生き	節	(略)	·	(略)	•	長径が40mm以下であ	長径が50mm以下であ
						<u>ること。</u>	<u>ること。</u>

		1・2 (略)
	(略)	(略)
	寸 法	1 表示された寸法(以下「表示寸法」という。)に対する測定した寸法
		(厚さにあっては0.05mmまで、その他のものにあっては1mmまで <u>読みと</u>
		り可能な測定器具により測定するものとする。以下同じ。)の差が、 <u>次</u>
		<u>の表</u> の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりで
		あること。
		[新設]
		[表略]
		2 (略)
表	表 示 事 項	1~3 (略)
		4 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関
		又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1、2又は3に規定す
		るもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示す
		ることができる。
示		
	表 示 の 方 法	
		は、次に規定する方法により行われていること。
		(1) 品名
		「普通合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施した旨の表示
		をするものにあっては「(防虫処理)」と <u>、難燃処理を施した旨の表示</u>
		をするものにあっては「(難燃処理)」と、防炎処理を施した旨の表示
		をするものにあっては「(防炎処理)」と、「普通合板」の次に記載す
		ること。
		$(2) \sim (7) \qquad (略)$
		2・3 (略)
	(略)	(略)

注1・2 (略)

2 前項の表板に別表1に掲げる種類の広葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準	1	等	2	等
事項				
長径が5mmを超える生き	(略)		(略)	
節、死に節、穴、入り皮及				
びやにつぼの総数				
1,233				
生き節又は死に節	(略)		(略)	

死 に 節	長径が15mm以下であ	長径が25mm以下であ	長径が35mm以下であ	長径が45mm以下であ		
	<u>ること。</u>	<u>ること。</u>	<u>ること。</u>	<u>ること。</u>		
抜け節又は穴	抜け落ちた部分の長	抜け落ちた部分の長	抜け落ちた部分の長行	圣が40mm以下であるこ		
	径が5mm以下のもの	径が10mm以下のもの	と。なお、充填補修り	したものにあっては、		
	で、抜け落ちた部分	で、抜け落ちた部分	脱落又は陥没のおそれ	1がないように行われ		
	を脱落又は陥没のお	を脱落又は陥没のお	ていること。			
	それがないように <u>充</u>	それがないように <u>充</u>				
	<u>填</u> 補修してあるこ	<u>填</u> 補修してあるこ				
	と。	と。				
髄斑点(ピス	長径が50mm以下のも	<u>長径が100mm以下の</u>	長径が200mm以下の	長径が400mm以下で		
<u>フレック)</u>	のであって、幅が1	ものであって、幅が	ものであって、幅が	<u>あること。</u>		
	mm以下であること。	1 mm以下であるこ	2mm以下であるこ			
		<u>と。</u>	<u>と。</u>			
入り皮又はや	長径が25mm以下で、	長径が40mm以下で、	長径が60mm以下である	ること。なお、充填補		
につぼ	抜け落ちた部分を脱	抜け落ちた部分を脱	修したものにあっては	は、脱落又は陥没のお		
	落又は陥没のおそれ	落又は陥没のおそれ	それがないように行わ	oれていること。 <u></u>		
	がないように <u>充填</u> 補	がないように <u>充填</u> 補				
	修してあること。	修してあること。				
腐れ	(略)	面積が小さく、木材質	質の軟化又は脆弱の程度	度が比較的軽いこと。		
開口した割れ	長さが板長の10%以	長さが板長の20%以	長さが板長の30%以	下、幅2mm以下であっ		
又は欠け	下、幅1mm以下であ	下、幅1.5mm以下で	て、その個数が4個以下であり、脱落又は			
	って、その個数が2	あって、その個数が	陥没のおそれがない。	ように充填補修してあ		
	個以下であり、脱落	3個以下であり、脱	<u>ること。</u>			
	又は陥没のおそれが	182				
	ないように <u>充填</u> 補修	がないように <u>充填</u> 補				
	してあること。	修してあること。				
横 割 れ		(略)	長さが板幅の25%以	下であること <u>。</u>		
虫 穴	脱落のおそれがない。	ように <u>充填</u> 補修してあ	利用上支障のないこと	<u> </u>		
	ること。					
はぎ	はぎ目の透きの長さ		ぶ板長の30%以下、幅	2 · 1 · 1 /0 = 1 H / 1 · 1		
	が板長の20%以下、		ように <u>充填</u> 補修し、は	ぎ目に重なりがないこ		
	幅0.5mm以下で、脱	と。				
	落又は陥没のおそれ					
	がないように <u>充填</u> 補					
	修し、はぎ目に重な					
	りがないこと。					
膨 れ	ないこと。					
しわ	(1)					
プレスマーク	プレスマーク くぼみの深さが0.5mm以下で、2個以下であること。					

[新設]	[新設]	[新設]
抜け節又は穴	抜け落ちた部分 <u>又は穴</u> の長径が 5 mm 以下のもので、抜け落ちた部分を脱 落又は陥没のおそれがないように <u>充</u> <u>てん</u> 補修してあること。	抜け落ちた部分 <u>又は穴</u> の長径が10mm 以下のもので、抜け落ちた部分を脱 落又は陥没のおそれがないように <u>充</u> てん補修してあること。
[新設]	[新設]	[新設]
入り皮又はやにつぼ	長径が25mm以下で、抜け落ちた部分を脱落又は陥没のおそれがないように <u>充てん</u> 補修してあること。	長径が40mm以下で、抜け落ちた部分 を脱落又は陥没のおそれがないよう に <u>充てん</u> 補修してあること。
腐れ	(照答)	面積が小さく、木材質の軟化又は脆弱の程度が比較的軽いこと。
開口した割れ又は欠け	長さが板長の10%以下、幅1mm以下であって、その個数が2個以下であり、脱落又は陥没のおそれがないように <u>充てん</u> 補修してあること。	長さが板長の20%以下、幅1.5mm以下であって、その個数が3個以下であり、脱落又は陥没のおそれがないように <u>充てん</u> 補修してあること。
横割れ	(略)	(略)
虫 穴	脱落のおそれがないように <u>充てん</u> 補値	多してあること。
はぎ	はぎ目の透きの長さが板長の20% 以下、幅0.5mm以下で、脱落又は陥 没のおそれがないように <u>充てん</u> 補修 し、はぎ目に重なりがないこと。	はぎ目の透きの長さが板長の30%以下、幅1mm以下で、脱落又は陥没のおそれがないように <u>充てん</u> 補修し、はぎ目に重なりがないこと。
ふくれ	ないこと。	
L b	(略)	
プレスマーク	くぼみの深さが0.5mm以下で、2個以	下であること。

き	ず	(略)	補修してあること。
			•
埋	め木	脱落又は陥没のおそれ	いのないこと。
その	の他の欠点	(略)	顕著でないこと。

基準	1 等	2 等	3 等
事項			
長径が5mmを超	(略)	(略)	板面積の平方メートルの数
える生き節、死			の10倍以下であること。
に節、穴、入り			
皮及びやにつぼ			
の総数			
生き節	(略)	(略)	<u>長径が50mm以下であるこ</u> と。
死に節	(略)	(略)	<u>こ。</u> 長径が50mm以下であるこ
1 L	(CH)	(PH/	<u>と。</u>
抜け節又は穴	抜け落ちた部分の長径が3	抜け落ちた部分の長径が5	抜け落ちた部分の長径が40
	mm以下であること。なお、	mm以下であること。なお、	mm以下であること。なお、
	<u>充填</u> 補修したものにあって	<u>充填</u> 補修したものにあって	<u>充填補修したものにあって</u>
	は、脱落又は陥没のおそれ	は、脱落又は陥没のおそれ	は、脱落又は陥没のおそれ
	がないように行われている	がないように行われている	<u>がないように行われている</u>
	こと。	こと。	<u>こと。</u>
入り皮又はやに	長径が30mm以下であるこ	長径が45mm以下であるこ	<u>長径が60mm以下であるこ</u>
つぼ	と。なお、 <u>充填</u> 補修したも	と。なお、 <u>充填</u> 補修したも	と。なお、充填補修したも
	のにあっては、脱落又は陥	のにあっては、脱落又は陥	のにあっては、脱落又は陥
	没のおそれがないように行	没のおそれがないように行	没のおそれがないように行
	われていること。	われていること。	<u>われていること。</u>
腐れ	(略)		木材質の軟化又は脆弱の程
		度が比較的軽いこと。	
開口した割れ又	長さが板長の20%以下、幅	長さが板長の40%以下、幅	長さが板長の50%以下であ
は欠け	1.5mm以下であって、その	4mm以下であって、その個	って幅が15mm以下であるこ
	個数が2個以下であるこ	数が3個以下又は長さが板	と又は幅が10mm以下であっ
	と。なお、 <u>充填</u> 補修したも	長の20%以下、幅2mm以下	て先端で狭くなっているこ
	のにあっては、脱落又は陥	であって、その個数が6個	と。なお、充填補修したも
	没のおそれがないように行	以下であること。なお、 <u>充</u>	のにあっては、脱落又は陥
	われていること。	<u>填</u> 補修したものにあって	没のおそれがないように行

き					q	(略)	補修してあること。
埋		b	5		$_{+}$	脱落又は陥没のおそれのないこと。	
そ	の	他	の	欠	点	(略)	顕著でないこと。

3 第1項の表板に別表1に掲げる種類以外の広葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準は、次のとおり 3 第1項の表板に別表1に掲げる種類以外の広葉樹単板を用いたものの表面の品質の基準は、次のとおり とする。

基準	1 等	2 等
長径が5mmを超える生き 節、死に節、穴、入り皮及 びやにつぼの総数	(毗各)	(既各)
生 き 節	(明各)	(略)
死 に 節	(明各)	(略)
抜け節又は穴	抜け落ちた部分の長径が3mm以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落又は陥没のおそれがないように行われていること。	抜け落ちた部分の長径が5mm以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落又は陥没のおそれがないように行われていること。
入り皮又はやにつぼ	長径が30mm以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱 落又は陥没のおそれがないように行 われていること。	長径が45mm以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱 落又は陥没のおそれがないように行 われていること。
腐れ	(毗各)	腐れの占める面積が小さく、木材質 の軟化又は脆弱の程度が比較的軽い こと。
開口した割れ又は欠け	長さが板長の20%以下、幅1.5mm以下であって、その個数が2個以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落又は陥没のおそれがないように行われていること。	長さが板長の40%以下、幅4mm以下であって、その個数が3個以下又は長さが板長の20%以下、幅2mm以下であって、その個数が6個以下であること。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落又は陥没のおそれがないように行われていること。

					は、脱落又は陥没のおそれ <u>われていること。</u>
					がないように行われている
					こと。
	横	割	れ	長さが板幅の20%以下である	ること。
	虫		六	1 円状のものにあって	集在していないこと。なお、 <u>充填</u> 補修したものにあって
				は、長径が1.5mm以下で	は、脱落のおそれがないように行われていること。
				ふちが黒くないこと。な	
				お、 <u>充填</u> 補修したものに	
				あっては、脱落のおそれ	
				がないように行われてい	
				ること。	
				2 線状のものにあって	
				は、長径が10mm以下でふ	
				ちが黒くなく、その個数	
				が板面積の平方メートル	
				の数の4倍以下であるこ	
				と。なお、 <u>充填</u> 補修した	
				ものにあっては、脱落の	
				おそれがないように行わ	
				れていること。	
	は		ぎ	(略)	
	膨		れ	ないこと。	
	し		わ	(略)	
	プレ	'スマ-	ーク	(略)	くぼみの深さが2mm以下であること。
	き		ず	(略)	補修してあること。
	埋	め	木	脱落又は陥没のおそれのない	こと。
	その	他のク	大点	(略)	顕著でないこと。
•	注	(略)			

注(略)

4 (略)

5 第1項の表板に針葉樹単板を用いたものの板面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準事項	A	В	С	D
[削る。]				
	Edwar N.T.			E/2 3
長径が5mmを超える生	<u>長径が20mm以下で</u>	長径が50mm以下で	長径が75mm以下で	<u>長径が100mm以下</u>

横		割		れ	長さが板幅の20%以下であること。			
虫				穴	1 円状のものにあっては、長径が 1.5mm以下でふちが黒くないこと。 なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落のおそれがないように 行われていること。 2 線状のものにあっては、長径が 10mm以下でふちが黒くなく、その 個数が板面積の平方メートルの数 の 4 倍以下であること。 なお、 <u>充</u> てん補修したものにあっては、脱落のおそれがないように行われて いること。	集在していないこと。なお、 <u>充てん</u> 補修したものにあっては、脱落のお それがないように行われていること		
は				ぎ	(略)			
Š		<		れ	ないこと。			
し	-			わ	(略)			
プ	レ	スマ	_	ク	(野各)	くぼみの深さが2mm以下であること。		
き				ず	(略)	補修してあること。		
埋		め		木	*			
そ	0)	他の	欠	点	(略)	顕著でないこと。		
注	(略	;)						

4 (略)

5 第1項の表板に針葉樹単板を用いたものの板面の品質の基準は次のとおりとする。

基準事項	A	В	С	D
生き節、死に節、抜け	板幅の20分の1以	板幅の15分の1以	板幅の5分の1以	生き節を除き板幅
節、穴、開口した割れ、	下であること。	下であること。	下であること。	の5分の1以下で
欠け、はぎ目の透き、				<u>あること。</u>
横割れ、線状の虫穴及 び埋め木の板幅方向の				
径、幅又は長さの合計				
生き節又は死に節	板幅方向の径が25	板幅方向の径が40	板幅方向の径が50	板幅方向の径が75

き節の長径とその数	あって、その数が	あって、その数が	あって、その数が	であって、その数
	板面積1平方メー	板面積1平方メー	板面積1平方メー	が板面積1平方メ
	トル当たり3個以	トル当たり 5 個以	トル当たり7個以	ートル当たり 7個
	<u>下であること。</u>	下であること。	下であること。	以下であること。
長径が5mmを超える死	<u>長径が15mm以下で</u>	長径が20mm以下で	長径が75mm以下で	<u>長径が100mm以下</u>
に節の長径とその数	あって、その数が	あって、その数が	あって、その数が	であって、その数
	板面積1平方メー	板面積1平方メー	板面積1平方メー	が板面積1平方メ
	トル当たり3個以	トル当たり3個以	トル当たり7個以	ートル当たり 7個
	<u>下であること。</u>	<u>下であること。</u>	<u>下であること。</u>	以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[削る。]

(コンクリート型枠用合板の規格)

第5条 コンクリート型枠用合板の規格は、次のとおりとする。

	区		分			基	準		
	(略)				(略)				
品	曲	げ	剛	性	次の1又は2を満たす	こと。			
					1 長さ方向の曲げヤ	ング係数を測定するもの	の(以下「長さ方向スパン		
					用」という。)にあっ	っては、別記の3の(7)の	の長さ方向スパン用の曲げ		
					剛性試験の結果、曲	げヤング係数が表5の個	直以上であること。		
質					2 幅方向の曲げヤン	グ係数を測定するもの	(以下「幅方向スパン用」		
					という。) にあってに	は、別記の3の(7)の幅2	方向スパン用の曲げ剛性試		
					験の結果、曲げヤン	グ係数が表5の値以上で	であること。_		
					表5 曲げヤング係数	の基準			
					表示厚さ (mm)	曲げヤング係数(G	Pa又は10 ³ N/mm ²)		
						長さ方向 <u>スパン用</u>	幅方向スパン用		
					12	(略)			
					15	(略)			
					18	(略)	<u>2. 5</u>		
					21	(略)			
					24	(略)			
					注 この表と異なる厚	さのものについては、 <u>!</u>	長さ方向スパン用にあって		
					<u>は</u> 比例計算(1mm当	たり0.5/3 (GPa) をた	加え又は減じ、小数点以下		
					2位を四捨五入する	。)した値を <u>基準値とし</u>	、幅方向スパン用にあっ		
	<u>ては2.5GPa(又は10°N/mm²)を</u> 基準値とする。								
	塗膜又	はオー	バーレ	イ層	次の1から3までの要	件を満たすこと。			
	の接着	の程度	:、温度	変化			同一試料合板から採取し		
	に対す	る耐候	性及び	耐ア	た試験片の接着力の	平均値が1.0MPa(又はN	I/mm²) 以上であること。		

	mm以下であるこ と。	mm以下であるこ と。	<u>mm以下であるこ</u> <u>と。</u>	mm以下であるこ と。ただし、生き 節を除く。
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 「生き節、死に節、抜け節、穴、開口した割れ、欠け、はぎ目の透き、横割れ、線状の虫穴及び埋め 木の板幅方向の径、幅又は長さの合計」とは、これらの欠点の最も多く存する板長方向に直角な30cm幅 の部分におけるこれらの欠点のそれぞれの板幅方向の径、幅又は長さを加えたものをいう。(以下同じ。)

(コンクリート型枠用合板の規格)

第5条 コンクリート型枠用合板の規格は、次のとおりとする。

505	5条 コングリート空性用台板の規格は、次のとおりとする。								
	区	分			基	準			
	(略)			(略)					
묘	曲げ	岡川	性	別記の3の(11)の長さ	方向の曲げ剛性試験又	なは幅方向の曲げ剛性試験	剣の		
				結果、曲げヤング係数	が次の表の値以上であ	っ <u>ること。</u>			
質									
1									
				[新設]					
				表示厚さ (mm)	曲げヤング係数(GPa又は10 ³ N/mm ²)			
					長さ方向	幅方向			
				12	(略)	<u>5. 5</u>			
				15	(略)	<u>5. 0</u>			
				18	(略)	<u>4. 5</u>			
				21	(略)	<u>4. 0</u>			
				24	(略)	<u>3. 5</u>			
1				注 この表と異なる厚	[さのものについては、	比例計算 (1mm当たり)	0.5		
				/3 (GPa) を加えて	スは減じ、小数点以下	2位を四捨五入する。) し	た		
				値を基準値とする。					
	塗膜又はオー	バーレ	イ層	次の1から3までの要件を満たすこと。					
	の接着の程度	E、温度	変化	1 別記の3の <u>(12)</u> の	平面引張り試験の結果	県、同一試料合板から採取	文し		
ı	に対する耐候	性及び	耐ア	た試験片の接着力の	平均値が1.0MPa(又は	tN/mm²) 以上であること	- 0		

	したものにあっては、「表面及び裏面」とする。)に割れ、膨れ及び <u>外がれ</u> を生じないこと。 3 別記の3の(10)の耐アルカリ試験の結果、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。 (1) (略) (2) 24時間放置した後の試験片の表面(裏面もコンクリート型枠別として使用するために塗装又はオーバーレイを施したものにあっては、「表面及び裏面」とする。)に割れ、膨れ及び <u>剝がれ</u> 並びは著しい変色又はつやの変化を生じないこと。ただし、実際にコンクリートを打ち込んだ結果、コンクリートの硬化不良又は変色をしないことが確かめられている場合にあっては、割れ、膨れ及び剝がれを生じないこと。
ホルムアルデヒド放散量	<u></u>
(ホルムアルデヒド放散	採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、表
量についての表示をして	示の区分に応じ、それぞれ <u>表6</u> の値以下であること。
あるものに限る。)	表 6 ホルムアルデヒド放散量の基準
	[表略]
板面の品質(表面加工コ	表7に掲げる記号ごとにそれぞれ第2項に規定する板面の品質の基準に
ンクリート型枠用合板を	よること。
除く。)	表7 板面の品質に関する記号
	[表略]
板面の品質(表面加工コ	表面(コンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイ
ンクリート型枠用合板に	を施した裏面を含む。)に <u>剝がれ</u> 、膨れ又は亀裂がなく、汚染、ごみ等
限る。)	の付着、きず、プレスマーク、その他の欠点が極めて軽微であること。
	裏面(コンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイ
	を施した裏面を除く。)の品質については、第2項に規定する板面の品
	質の基準のA、B、C又はDであること。
(略)	(略)
反り又はねじれ	<u>次のいずれかを満たすこと。</u>
	1・2 (略)
(略)	(略)
寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、表8の左欄に掲げる区分こ
	とに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。 <u>ただし、厚さ</u>
	<u>の測定は塗膜、オーバーレイ層を含むものとする。</u>
	表8 寸法の許容差
	[表略]
	2 (略)

ルカリ性 (表面加工コン クリート型枠用合板に限 る。)	2 別記の3の(13)の寒熱繰返しC試験の結果、試験片の表面(裏面もコンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイを施したものにあっては、「表面及び裏面」とする。)に割れ、膨れ及びはがれを生じないこと。 3 別記の3の(14)の耐アルカリ試験の結果次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。 (1) (略) (2) 24時間放置した後の試験片の表面(裏面もコンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイを施したものにあっては、「表面及び裏面」とする。)に割れ、膨れ及びはがれ並びに著しい変色又はつやの変化を生じないこと。ただし、実際にコンクリートを打ち込んだ結果、コンクリートの硬化不良又は変色をしないことが確かめられている場合にあっては、割れ、膨れ及び
1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	はがれを生じないこと。
ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により
(ホルムアルデヒド放散 量についての表示をして	採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、表 示の区分に応じ、それぞれ次の表の値以下であること。
重についての表示をして あるものに限る。)	示の区分に応し、それぞれ <u>次の表</u> の値以下であること。 「新設]
とう はっていてはなる。	表略
板面の品質(表面加工コ	次の表に掲げる記号ごとにそれぞれ <u>次項</u> に規定する板面の品質の基準に
ンクリート型枠用合板を	よること。
除く。)	[新設]
177. (0)	[表略]
板面の品質(表面加工コ	表面(コンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイ
ンクリート型枠用合板に	を施した裏面を含む。)にはがれ、膨れ又は亀裂がなく、汚染、ごみ等
限る。)	の付着、きず、プレスマーク、その他の欠点が極めて軽微であること。
	裏面(コンクリート型枠用として使用するために塗装又はオーバーレイ
	を施した裏面を除く。) の品質については、 <u>次項</u> に規定する板面の品質
	の基準のA、B、C又はDであること。
(略)	(略)
反り又はねじれ	[新設]
	1・2 (略)
(略)	(略)
寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、次の表の左欄に掲げる区分
	ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。
	ただし、厚さの測定は塗膜、オーバーレイ層を含むものとする。
	[新設]
	[表略]
表示事項	2 (略) 1 (略)
衣 小 争 垻	1 (中台)

表		2 使用方向を一括して表示してあること。
示		3・4 (略) 5 表面加工コンクリート型枠用合板であって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等(塗装及びオーバーレイ用の材料をいう。以下同じ。)を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から4までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等を使用している旨を表示することができる。なお、その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとする。 6 表面加工コンクリート型枠用合板以外のものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から4までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。なお、その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとする。
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(3)まで及び2から6までに掲げる事項 の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)~(3) (略)
		(4) 使用方向
		長さ方向スパン用にあっては「長さ方向スパン用」と、幅方
		<u>向スパン用にあっては</u> 「幅方向スパン用」と記載すること。
		(5) · (6) (略)
	(-6)	2~4 (略)
	(略)	(略)

2 前項の板面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準	A	В	С	D
事項				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 「生き節、死に節、抜け節、穴、開口した割れ、欠け、はぎ目の透き、横割れ、線状の虫穴及び埋め 木の板幅方向の径、幅又は長さの合計」とは、これらの欠点の最も多く存する板長方向に直角な30cm幅 の部分におけるこれらの欠点のそれぞれの板幅方向の径、幅又は長さを加えたものをいう。

(構造用合板の規格)

第6条 構造用合板の規格は、次のとおりとする。

区	分		基	準	
		1	級	2	級
(略)	•	(略)	_	_	

表		2 幅方向の曲げ剛性試験のみに合格したものにあっては、使用方向
		を一括して表示してあること。
		3 · 4 (略)
		5 表面加工コンクリート型枠用合板であって、ホルムアルデヒドを含
		む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等(塗装及びオーバー
		レイ用の材料を <u>言う</u> 。以下同じ。)を使用していないことを登録認定
		機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から4までに
		規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデ
示		ヒドを放散しない塗料等を使用している旨を表示することができる。
\lambda_{\bullet}		6 表面加工コンクリート型枠用合板以外のものであって、ホルムアル
		デヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外
		国認定機関が認めた場合にあっては、1から4までに規定するものの
		ほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示すること
		ができる。
ŀ	表示の方法	1 まご事情の情の1の(1)よと(0)セベロが0よとのセベル相ば2事情
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(3)まで及び2から6までに掲げる事項 の表示は、次に規定する方法により行われていること。
		の表示は、例に規定する方伝により11われていること。 $(1) \sim (3) \qquad (略)$
		(4) 使用方向
		「幅方向スパン用」と記載すること。
		「昭ンドン・マカ」と記載すること。
		(5) • (6) (略)
		$2\sim4$ (略)
	(略)	(略)

2 前項の板面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準事項	Λ		С	D
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[新設]

(構造用合板の規格)

第6条 構造用合板の規格は、次のとおりとする。

区 分			基	準		
		1	級	2	級	
	(略)	(略)				

板面の品質	<u>表 9</u> に掲げる記号ごとにそれぞれ <u>第 2 項</u> に規定する板面の品質の基準に適合するこ		板面	」の品質	<u>次の表</u> に掲げる記号ごとにそれぞれ <u>次項</u> は	こ規定する板面の品質の基準に適合する
	と。	묘			と。	
	表 9 板面の品質に関する記号				[新設]	
	[表略]				[表略]	
曲げ性能	1 曲げヤング係数と曲げ強さを記号E 別記の3の(11)のイの2級の曲げ試験の	質	曲	ず性能	1 曲げヤング係数と曲げ強さを記号E	別記の3の(15)の2級の曲げ試験の
	とFで表さない場合にあっては、別記 結果、曲げヤング係数が表15の値以上で				とFで表さない場合にあっては、別記	
	の3の(11)のアの1級の曲げ試験の結 あること。				の3の(15)の1級の曲げ試験の結果、	あること。
	果、曲げヤング係数及び曲げ強さが表 表15 曲げヤング係数の基準				曲げヤング係数及び曲げ強さが次の表	「新設]
	10から表12までの値以上であること。 [表略]				の値以上であること。	[表略]
	表10 曲げヤング係数の基準				「新設」	27 7 7 2
	[表略]				[表略]	
	表11 曲げ強さの基準(0°)				「新設」	
	[表略]				「表略]	
	表12 曲げ強さの基準(90°)				[新設]	
	[表略]				[表略]	
	注 表10から表12中0°及び90°は、別				注 表中0°及び90°は、別記3の(15)	
	記3の(11)のアで定めるスパンの方				のアで定めるスパンの方向と試験片	
	ーニー 向と試験片の表板の主繊維方向との				の表板の主繊維方向との角度を表す。	
	角度を表す。				2 曲げヤング係数と曲げ強さを記号E	
	2 曲げヤング係数と曲げ強さを記号E				とFで表す場合にあっては、別記の3	
	とFで表す場合にあっては、別記の				の(15)の1級の曲げ試験の結果、曲げ	
	3の(11)のアの1級の曲げ試験の結				ーーヤング係数及び曲げ強さが <u>次の表</u> の値	
					以上であること。	
	表13及び表14の値以上であること。				[新設]	
	表13 曲げヤング係数の基準				[表略]	
	[表略]				[新設]	
	表14 曲げ強さの基準				[表略]	
	[表略]				注 表中0°及び90°は、別記の3の	
	注 <u>表13及び表14</u> 中0°及び90°は、別				<u>(15)</u> のアで定めるスパンの方向と試験	
	記の3の(11)のアで定めるスパンの方				 片の表板の主繊維方向との角度を表	
	ー 向と試験片の表板の主繊維方向との角				す。	
	度を表す。					
面内せん断強	別記の3の <u>(12)</u> の面内せん断試験の結		面内	せん断強	別記の3の(16)の面内せん断試験の結	
さ	果、面内せん断強さが3.2MPa (又は		さ		果、面内せん断強さが3.2MPa(又は	
	N/mm²) 以上であること。				N/mm²) 以上であること。	
ホルムアルデ	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1により採取した試		ホル	ムアルデ	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量	は試験の結果、別記の1により採取した
ヒド放散量	料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値が、表示の区分に応じ、それ		ヒー	が放散量	料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値	直及び最大値が、表示の区分に応じ、そ
(ホルムアル	ぞれ <u>表16</u> の値以下であること。		(ホ	ルムアル	ぞれ <u>次の表</u> の値以下であること。	
	表16 ホルムアルデヒド放散量の基準			ド放散量		
についての表			17 0	いての表	「表略]	

1	一示をしてある						
	ものに限る。)						
	(略)	(略)					
	構成単板	合板の表示厚さ別の積層数、単板厚さ及び構成比率が表17に適合すること。この場					
		合において、心板又はそえ心板であって単板を繊維方向に平行にはり合わせたも					
		にあっては、これを一層とみなす。					
		表17 単板の積層数、厚さ及び構成比率					
		[表略]					
	(略)	(略)					
	反り又はねじれ	次のいずれかを満たすこと。					
		1 · 2 (略)					
	寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、表18の左欄に掲げる区分ごとに、それ					
		ぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。					
		表18 寸法の許容差					
		[表略]					
		2 (略)					
	(略)	(略)					
表	表示事項	1~6 (略)					
		7 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録					
示		外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定するもののほか、非					
		ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。なお、そ					
		の旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとする。					
	(略)	(略)					

2 前項の板面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準事項	A		С	D
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 「生き節、死に節、抜け節、穴、開口した割れ、欠け、はぎ目の透き、横割れ、線状の虫穴及び埋め 木の板幅方向の径、幅又は長さの合計」とは、これらの欠点の最も多く存する板長方向に直角な30cm幅 の部分におけるこれらの欠点のそれぞれの板幅方向の径、幅又は長さを加えたものをいう。

3 (略)

(化粧ばり構造用合板)

第7条 化粧ばり構造用合板の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基 準
品	接着の程度	特類又は1類の基準に適合すること。
	含 水 率	第4条第1項の規格の含水率の基準と同じ。
<u>質</u>	曲げ性能	別記3の(11)のイの2級の曲げ試験を化粧単板をはり合わせた面を上面及び下面
		としてそれぞれ実施した結果、いずれの曲げヤング係数も表19の値以上であるこ

	示をしてある						
	ものに限る。)						
	(略)	(略)					
	構成単板	合板の表示厚さ別の積層数、単板厚さ及び構成比率が <u>次の表</u> に適合すること。この					
		場合において、心板又はそえ心板であって単板を繊維方向に平行にはり合わせたも					
		のにあっては、これを一層とみなす。					
		[新設]					
		[表略]					
	(略)	(略)					
	反り又はねじれ	[新設]					
		1・2 (略)					
	寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、そ					
		れぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。					
		[新設]					
		[表略]					
		2 (略)					
	(略)	(略)					
長	表示事項	1~6 (略)					
		7 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録					
六		外国認定機関が認めた場合にあっては、1から6までに規定するもののほか、非					
		ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。					
	(略)	(略)					

2 前項の板面の品質の基準は、次のとおりとする。

基準事項	A	В	С	D
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[新設]

3 (略)

[新設]

		<u>と。</u>	
		表19 曲げヤング係数の基準	
		表示厚さ	曲げヤング係数
		(mm)	(GPa又は10 ³ N/mm ²)
		<u>6.0未満</u>	<u>6. 5</u>
		6.0以上 7.5未満	<u>6. 0</u>
		<u>7.5以上 9.0未満</u>	<u>5. 5</u>
		9.0以上 12.0未満	<u>5. 0</u>
		12.0以上 24.0未満	<u>4. 0</u>
		24.0以上 28.0未満	<u>3. 5</u>
		<u> 28. 0以上</u>	<u>3. 3</u>
	温度変化に対す	別記の3の(9)の寒熱繰返しB	試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、しわ、
	る耐候性	変色及び目やせを生ぜず、かつ	つ、寸法が安定していること。
	ホルムアルデヒ	第4条第1項の規格のホルムア	アルデヒド放散量の基準と同じ。
	ド放散量		
	防虫(防虫処理	第4条第1項の規格の防虫(防	」虫処理を施した旨の表示をしてあるものに限る。)
	を施した旨の表	の基準と同じ。	
	<u>示をしてあるも</u>		
	<u>のに限る。)</u>		
	化粧単板の品質	第2項に規定する化粧単板の品	品質の基準に適合すること。
	台板合板の板面	前条第1項の規格の板面の品質	賃の基準と同じ。
	の品質		
	心板又はそえ心	前条第1項の規格の心板又はそ	とえ心板の品質の基準と同じ。_
	板の品質		
	台板合板の材料	前条第1項の規格の材料の基準	<u> 生と同じ。</u>
	台板合板の構成	前条第1項の規格の構成単板の)基準と同じ <u>。</u>
	<u>単板</u>		
	化粧単板の厚さ	1mm未満であること。	
	側面及び木口面	前条第1項の規格の側面及びオ	て口面の仕上げの基準と同じ。
	<u>の仕上げ</u>		
	反り又はねじれ	前条第1項の規格の反り又はお	Qじれの基準と同じ。
	<u>寸 法</u>	前条第1項の規格の寸法の基準	
<u>表</u>	表示事項	1 次の事項を一括して表示し	してあること。
		<u>(1) 品名</u>	
		(2) 寸法	
示		(3) 接着の程度	
			【(4に規定する表示をする場合を除く。)
			(輸入品にあっては、輸入業者) の氏名又は名称
		2 防虫処理を施した旨の表示	そをしてあるものにあっては、1に規定するものの

ほか、使用した防虫剤の種類を一括して表示してあること。

- 3 単板の樹種名を表示する場合には、1及び2に規定するもののほか、単板の 樹種名を一括して表示してあること。
- 4 ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から3までに規定するもののほか、 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。なお、 その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとす る。

表示の方法

1 表示事項の項の1の(1)から(5)まで及び2から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名

「化粧ばり構造用合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施した旨の表示をするものにあっては「(防虫処理)」と、さね加工を施したものにあっては「(さね加工)」と、「化粧ばり構造用合板」の次に記載すること。

(2) 寸法

厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位を 明記して記載し、その後に括弧を付して化粧単板の厚さをミリメートルの単位を明記して記載すること。ただし、さね加工を施したものの幅及び長さに あっては、有効寸法(雄ざねを除いた板面(表面)の寸法)を記載すること。

(3) 接着の程度

前条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(3)と同じ。

(4) ホルムアルデヒド放散量

第4条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(5)と同じ。

(5) 防虫剤

第4条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(6)と同じ。

- (6) 単板の樹種名
- ア 化粧単板の樹種名を表示する場合

化粧単板の樹種名を最も一般的な名称で記載すること。この場合、当該 樹種名が化粧単板の樹種名であることが明確にわかるように記載するこ と。

イ 化粧単板以外に使用した単板の樹種名を表示する場合

単板の樹種名を最も一般的な名称で記載すること。この場合、当該樹種名が化粧単板以外に使用した単板の樹種名であることが明確にわかるように記載すること。また、複数の樹種の単板を使用した場合には、その使用量の多いものから順に記載すること。

- 2 表示事項の項の4により、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨の 表示をする場合には、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」と記載すること。
- 3 表示事項の項に掲げる事項の表示は、別記様式により、各個ごとに板面の見 やすい箇所に明瞭にしてあること。

表示禁止事項 第4条第1項の規格の表示禁止事項の基準と同じ。

2 前項の化粧単板の品質の基準は、次のとおりとする。

事項	<u>基</u>
虫穴又は腐れ	ないこと。
膨れ、しわ、はぎ目の透き又は	<u>ないこと。</u>
プレスマーク	
その他の欠点	極めて軽微であること。

(天然木化粧合板の規格)

第8条 天然木化粧合板の規格は、次のとおりとする。

<u> 野 0 オ</u>	E > 2000 1.100 E 0.100 - 200 0 10 100	人がつとかりとする。
	区 分	基
_	(略)	(略)
	温度変化に対する耐候性	別記の3の <u>(9)</u> の寒熱繰返しB試験の結果、試験片の表面(裏面にも
		木材質特有の美観を表すことを主たる目的として単板をはり合わせ、
品		表面と同等の性能を有することについて表示してあるものにあって
		は、「表面及び裏面」とする。以下この条において同じ。)に割れ、 <u>膨</u>
		<u>れ</u> 、しわ、変色及び目やせを生ぜず、かつ、寸法が安定していること。
	ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1によ
		り採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値
質		が、性能区分に応じ、それぞれ表20の値以下であること。ただし、ホ
		ルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を
		使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場
		合にあっては、この限りでない。
		表20 ホルムアルデヒド放散量の基準
	(1)	[表略]
	(略)	(略)
	[削る。]	[削る。]
	「水川マーコ	「地」マーコ
	[削る。]	[削る。]
	 [削る。]	「出え」
	LENO。]	[削る。]
	<u> </u> 「削る。]	「削る。」
	רטו,∾י ן	[L1, N]
	(略)	(略)
l i	(FI)	V F/

(天然木化粧合板の規格)

第7条 天然木化粧合板の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基準
	(略)	(昭)
	温度変化に対する耐候性	別記の3の <u>(13)</u> の寒熱繰返しB試験の結果、試験片の表面(裏面にも
品		木材質特有の美観を表すことを主たる目的として単板をはり合わせ、
		表面と同等の性能を有することについて表示してあるものにあって
		は、「表面及び裏面」とする。以下この条において同じ。)に割れ、 <u>ふ</u>
		くれ、しわ、変色及び目やせを生ぜず、かつ、寸法が安定しているこ
		٤.
	ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1によ
質		り採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値
		が、性能区分に応じ、それぞれ次の表の値以下であること。ただし、
		ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料
		を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた
		場合にあっては、この限りでない。
		[新設]
	6.1.3	[表略]
	(略)	(略)
	吸湿性(難燃処理を施した	第4条第1項の規格の吸湿性(難燃処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。)の基準と同じ。
ļ	限る。 <u>)</u>	hite , by hite , arr - 17 La - Hell lab Li (Hell lab Lawri), Li ,) , la , - La -) , a), ar
	難燃性(難燃処理を施した	第4条第1項の規格の難燃性(難燃処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。)の基準と同じ。
	限る。 <u>)</u> ドラオウル (#### / IP TIP + # + # + # + # + # + # + # + # + # +	Mr. A Mr. To little o 12 - Arbit. (Mille Institute) 2 For the 2 For
	ガス有害性(難燃処理を施	第4条第1項の規格のガス有害性(難燃処理を施した旨の表示をして
	した旨の表示をしてあるも	あるものに限る。)の基準と同じ。
ŀ	のに限る。)	
	防炎性(防炎処理を施した	第4条第1項の規格の防炎性(防炎処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。) の基準と同じ。
ŀ	<u>限る。)</u>	/m/r \
Į	(略)	(略)

1	l E i	n ∇	14	ħ	l" h	次のいずれかを満たすこと。
	IX.	, ,	14	40	C 40	1·2 (略)
	(略))				(略)
	寸				法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、表21の左欄に掲げる区分
						ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。
						表21 寸法の許容差
						[表略]
						2 (略)
	表	示		事	項	1 次の事項が一括して表示してあること。
						(1)~(3) (略)
						(4) ホルムアルデヒド放散量 (<u>5 又は 6</u> に規定する表示をする場
表						合を除く。)
						(5) (略)
						2 (略)
						3 側面加工を施したものにあっては、1及び2に規定するもののほ
						か、側面加工を施した旨及び用途を一括して表示してあること。
						4 単板の樹種名を表示する場合には、1 <u>から3まで</u> に規定するもの
						のほか、単板の樹種名を一括して表示してあること。
						<u>5</u> 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホル
						ムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認定機関
						又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から <u>4</u> までに規
						定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデ
示						ヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示することができる。
						なお、その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して
						表示するものとする。
						<u>6</u> 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を
						使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた
						場合にあっては、 1 から $\underline{4}$ までに規定するもののほか、非ホルムア
						ルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。 <u>なお、</u>
						その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示す
						<u>るものとする。</u>
						$\underline{7}$ こりに表示する場合にあっては、 1 から $\underline{6}$ までに規定するものの
						ほか、入り数を一括して表示してあること。
	表	示	\mathcal{O}	力	法	1 表示事項の項の1の(1)から(4)まで及び2から <u>7</u> までに掲げる事
						項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
						(1) 品名
						「天然木化粧合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施し
						たものにあっては「(防虫処理)」と「天然木化粧合板」の次に記
						載すること。また、裏面にも木材質特有の美観を表すことを主た
						る目的として単板をはり合わせたもので表面と同等の性能を有す
•						· '

	反 り 又 は ね じ (略) 寸		[新設] 1・2 (略) (略) 1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。 [新設] [表略]
表	表示事	項	2 (略) 1 次の事項が一括して表示してあること。 (1)~(3) (略) (4) ホルムアルデヒド放散量 (4又は5に規定する表示をする場合を除く。) (5) (略) 2 (略) [新設]
示			3 単板の樹種名を表示する場合には、1 <u>又は2</u> に規定するもののほか、単板の樹種名を一括して表示してあること。 4 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から3までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示することができる。
			5 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを、登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から3までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。
	表示の方	法	 6 こりに表示する場合にあっては、1から5までに規定するもののほか、入り数を一括して表示してあること。 1 表示事項の項の1の(1)から(4)まで及び2から6までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「天然木化粧合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施したものにあっては「(防虫処理)」と、難燃処理を施したものにあっては「(防火処理)」と、防炎処理を施したものにあっては「(防火処理)」と、「天然木化粧合板」の次に記載すること。また、裏

	面)」等、裏面も表面と同等の性能を有することが明確にわかるように記載すること。 (2) 寸法 第4条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(2)と同じ。ただし、側面加工を施したものの幅にあっては、有効寸法を記載すること。 (3)~(5) (略) (6) 側面加工 側面加工を施したものにあっては、「側面加工」と記載し、「側面加工」の次に「(壁用)」等と記載すること。 (7) 単板の樹種名
(職各)	前条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(6)と同じ。 2~4 (略) (略)
(14)	(·H)

2·3 (略)

(特殊加工化粧合板の規格)

第9条 特殊加工化粧合板の規格は、次のとおりとする。

		区 分	基準
		(略)	(昭)
占		オーバーレイ層の接着の程	別記の3の(8)の平面引張り試験の結果、同一試料合板から採取した
		度	試験片の接着力の平均値が0.4MPa(又はN/mm²)以上であること。
		(略)	(略)
		ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1によ
重	Í		り採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値
			が、性能区分に応じ、それぞれ表22の値以下であること。ただし、ホ
			ルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料を

	面にも木材質特有の美観を表すことを主たる目的として単板をはり合わせたもので表面と同等の性能を有するものにあっては、「天然木化粧合板」の次に「(両面)」、「(表裏面)」等、裏面も表面と同等の性能を有することが明確にわかるように記載すること。 (2) 寸法 第4条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(2)と同じ。 (3)~(5) (略) [新設]
	(6) 単板の樹種名 ア 化粧板に使用した単板の樹種名を表示する場合 単板の樹種名を最も一般的な名称で記載すること。この場合、 当該樹種名が化粧板に使用した単板の樹種名であることが明確 にわかるように記載すること。 イ 化粧板以外に使用した単板の樹種名を表示する場合 単板の樹種名を最も一般的な名称で記載すること。この場合、 当該樹種名が化粧板以外に使用した単板の樹種名であることが 明確にわかるように記載すること。また、複数の樹種の単板を 使用した場合には、その使用量の多いものから順に記載すること。 と。 2~4 (略)
(略)	(略)

2·3 (略)

(特殊加工化粧合板の規格)

第8条 特殊加工化粧合板の規格は、次のとおりとする。

	区 分	基準
	(略)	(略)
品	オーバーレイ層の接着の程	別記の3の(12)の平面引張り試験の結果、同一試料合板から採取した
	度	試験片の接着力の平均値が0.4MPa(又はN/mm²)以上であること。
	(略)	(略)
	ホルムアルデヒド放散量	別記の3の(5)のホルムアルデヒド放散量試験の結果、別記の1によ
質		り採取した試料合板のホルムアルデヒド放散量の平均値及び最大値
		が、性能区分に応じ、それぞれ <u>次の表</u> の値以下であること。ただし、
		ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料

ı	İ	使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた場
		合にあっては、この限りでない。
		表22 ホルムアルデヒド放散量の基準 「表略]
	(m/z)	27 0 43
	(略)	(III)
	[削る。]	[削る。]
	 [削る。]	「地山ブーコ
	[刊]の。]	[削る。]
	 [削る。]	[削る。]
	「Eilの。」	[위·30]
	 「削る。]	「削る。〕
	[ניין מיי	[H1,20]
	(略)	(明各)
	裏面の品質	
	(略)	(略)
	反り又はねじれ	次のいずれかを満たすこと。
		1 · 2 (略)
	(略)	(既各)
	寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、表23の左欄に掲げる区分
		 ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。
		表23 寸法の許容差
		[表略]
		2 (略)
	表 示 事 項	1 次の事項が一括して表示してあること。
		(1)~(4) (略)
		(5) ホルムアルデヒド放散量 (<u>5</u> に規定する表示をする場合を除
表		<u> </u>
		(6) (略)
		2 (略)
		3 側面加工を施したものにあっては、1及び2に規定するもののほ
		か、側面加工を施した旨及び用途を一括して表示してあること。
		4 単板の樹種名を表示する場合には、1 <u>から3まで</u> に規定するもの
		のほか、単板の樹種名を一括して表示してあること。
		5 ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する
		材料(台板合板を除く。以下同じ。)を使用していないことを登録
ı	I	HILL CHING WEIN (8 WILLS OF SEWING C. P. C.C. CTM

1 1	I	を使用していないことを登録認定機関又は登録外国認定機関が認めた
		場合にあっては、この限りでない。
		新設
		[表略]
	(m/z)	
	(略)	(IB)
	吸湿性(難燃処理を施した	第4条第1項の規格の吸湿性(難燃処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。)の基準と同じ。
	限る。)	
	難燃性(難燃処理を施した	第4条第1項の規格の難燃性(難燃処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。) の基準と同じ。
	限る。)	
	ガス有害性(難燃処理を施	第4条第1項の規格のガス有害性(難燃処理を施した旨の表示をして
	した旨の表示をしてあるも	あるものに限る。) の基準と同じ。
	のに限る。)	
	防炎性(防炎処理を施した	第4条第1項の規格の防炎性(防炎処理を施した旨の表示をしてある
	旨の表示をしてあるものに	ものに限る。)の基準と同じ。_
	限る。)	
	(略)	(既各)
	裏面の品質	前条第1項の裏面の品質の基準と同じ。
	(略)	(略)
	反り又はねじれ	「新設」
		1 · 2 (略)
	(略)	(略)
	寸 法	1 表示寸法に対する測定した寸法の差が、次の表の左欄に掲げる区
	,	分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりであること。
		[新設]
		[表略]
		2 (略)
	表示事項	1 次の事項が一括して表示してあること。
	4 小	*
		(1)~(4) (略)
		(5) ホルムアルデヒド放散量 (<u>4</u> に規定する表示をする場合を除
表		(a) (7th)
		(6) (略)
		2 (略)
		[新設]
		3 単板の樹種名を表示する場合には、1又は2に規定するもののほ
		か、単板の樹種名を一括して表示してあること。
		4 ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する
		材料(台板合板を除く。以下同じ。)を使用していないことを登録

示						認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から4 までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料を使用している旨を表示することができる。なお、その旨を表示する場合にあっては、他の表示事項と一括して表示するものとする。 6 こりに表示する場合にあっては、1から5までに規定するもののほか、入り数を一括して表示してあること。
	表	示	Ø	方	法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)まで及び2から <u>6</u> までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「特殊加工化粧合板」と記載すること。ただし、防虫処理を施したものにあっては「(防虫処理)」と「特殊加工化粧合板」の次に記載すること。
						 (2) 寸法 第8条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(2)と同じ。 (3) 接着の程度(略) (4)~(6) (略) (7) 側面加工
	(略))				(略)

2 前項の表面性能の基準は、次のとおりとする。

基準事項	Fタイプ	FWタイプ	Wタイプ	SWタイプ
温度変化に対する耐候	別記の3の <u>(9)</u> の	別記の3の(9)の	別記の3の(9)の	別記の3の <u>(9)</u> の
性	寒熱繰返しA試験	寒熱繰返しB試験	寒熱繰返しC試験	寒熱繰返しD試験
	の結果、試験片の	の結果、試験片の	の結果、試験片の	の結果、試験片の
	表面(裏面にオー	表面に割れ、 <u>膨れ</u> 、	表面に割れ、 <u>膨れ</u> 、	表面に割れ、 <u>膨れ</u> 、
	バーレイ、プリン	剝がれ並びに著し	剝がれ並びに著し	剝がれ並びに著し

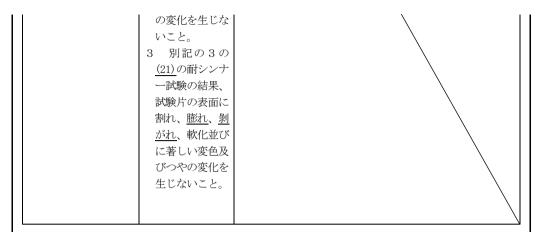
示						認定機関又は登録外国認定機関が認めた場合にあっては、1から <u>3</u> までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホル
						ムアルデヒドを放散しない材料を使用している旨を表示することが
						できる。
						CC 300
						5 こりに表示する場合にあっては、1から4までに規定するものの
						ほか、入り数を一括して表示してあること。
	表	示	の	方	法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)まで及び2から <u>5</u> までに掲げる
						事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
						(1) 品名
						「特殊加工化粧合板」と記載すること。ただし、防虫処理を
						施したものにあっては「(防虫処理)」と、難燃処理を施したも
						のにあっては「(難燃処理)」と、防炎処理を施したものにあっ
						ては「(防炎処理)」と、「特殊加工化粧合板」の次に記載するこ
						٤.
						(2) 寸法
						第4条第1項の規格の表示の方法の基準の1の(2)と同じ。
						(3) 接着性能
						(略)
						$(4) \sim (6)$ (略)
						[新設]
						(7) 単板の樹種名
						<u>(7)</u> 単板の樹種名 (略)
						2 表示事項の項の4により非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルム
						2 衣小事項の項の <u>4</u> により非小ルムノルフェト糸按看剤及びホルム アルデヒドを放散しない材料を使用している旨の表示をする場合
						プルフェトを放散しない材料を使用している自の表示をする場合 は、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散し
						は、「非ホルム」ルグと下来接有用及のホルムブルグと下を放散しない材料使用」と記載すること。
						3 (略)
	(略)				(略)
	(中口	,				\MII/

2 前項の表面性能の基準は次の通りとする。

基準事項	Fタイプ	FWタイプ	Wタイプ	SWタイプ
温度変化に対する耐候	別記の3の <u>(13)</u> の	別記の3の <u>(13)</u> の	別記の3の <u>(13)</u> の	別記の3の <u>(13)</u> の
性	寒熱繰返しA試験	寒熱繰返しB試験	寒熱繰返しC試験	寒熱繰返しD試験
	の結果、試験片の	の結果、試験片の	の結果、試験片の	の結果、試験片の
	表面(裏面にオー	表面に割れ、 <u>ふく</u>	表面に割れ、 <u>ふく</u>	表面に割れ、 <u>ふく</u>
	バーレイ、プリン	<u>れ</u> 、 <u>はがれ</u> 並びに	<u>れ</u> 、 <u>はがれ</u> 並びに	<u>れ、はがれ</u> 並びに

11	ト、塗装等の加工	い変色及びつやの	い変色及びつやの	い変色及びつやの				ト、塗装等の加工	著しい変色及びつ	著しい変色及びつ	著しい変色及びつ
		変化を生じないこ	変化を生じないこ						やの変化を生じな		やの変化を生じな
	等の性能のあるこ	کی	と。	と。				等の性能のあるこ	· ·	いこと。	いこと。
	とについて表示の		•	•				とについて表示の		,	
	あるものにあって							あるものにあって			
	は、裏面を含む。							は、裏面を含む。			
	以下この項におい							以下この項につい			
	て同じ。) に割れ、							て同じ。) に割れ、			
	膨れ、剝がれ並び							<u></u> ふくれ、はがれ並			
	に著しい変色及び							びに著しい変色及			
	つやの変化を生じ							びつやの変化を生			
	ないこと。							じないこと。			
耐 水 性	別記の3の(13)の	別記の3の(13)の	別記の3の(13)の	別記の3の(13)の		耐 才	〈 性	E 別記の3の <u>(17)</u> の	別記の3の(17)の	別記の3の(17)の	別記の3の(17)の
	耐水A試験の結	耐水B試験の結	耐水C試験の結	耐水D試験の結				耐水A試験の結	耐水B試験の結	耐水C試験の結	耐水D試験の結
	果、試験片の表面	果、試験片の表面	果、試験片の表面	果、試験片の表面				果、試験片の表面	果、試験片の表面	果、試験片の表面	果、試験片の表面
	に割れ、 <u>膨れ</u> 、剝	に割れ、 <u>膨れ</u> 、剝	に割れ、 <u>膨れ</u> 、剝	に割れ、 <u>膨れ</u> 、 <u>剝</u>				に割れ、 <u>ふくれ</u> 、	に割れ、 <u>ふくれ</u> 、	に割れ、 <u>ふくれ</u> 、	に割れ、 <u>ふくれ</u> 、
	<u>がれ</u> 並びに著しい	<u>がれ</u> 並びに著しい	<u>がれ</u> 並びに著しい	<u>がれ</u> 並びに著しい				はがれ並びに著し	<u>はがれ</u> 並びに著し	<u>はがれ</u> 並びに著し	<u>はがれ</u> 並びに著し
		変色及びつやの変						い変色及びつやの	い変色及びつやの	い変色及びつやの	い変色及びつやの
	化を生じないこ	化を生じないこ	化を生じないこ	化を生じないこ				変化を生じないこ	変化を生じないこ	変化を生じないこ	変化を生じないこ
	と。	と。	と。	と。				と。	と。	と。	と。
耐 熱 性	別記の3の <u>(14)</u> の					耐 秀	九 性	E 別記の3の <u>(18)</u> の			
	湿熱試験の結果、							湿熱試験の結果、			
	試験片の表面に割							試験片の表面に割			
	れ、 <u>膨れ</u> 、変色及							れ、 <u>ふくれ</u> 、変色			
	び著しいつやの変							及び著しいつやの			
	化を生じないこ							変化を生じないこ			
	と。		1					と。		1	
耐 摩 耗 性	別記の3の(15)の		別記の3の <u>(15)</u> の			耐 摩	耗 性	E 別記の3の(19)の			
		と粧材料の50%以上	摩耗C試験の結						摩耗B試験の結		
		つ、摩耗量が0.1g	果、化粧面の模様						果、摩耗値が50以		
	以下であること。		又は化粧面の材料					以上であり、かつ、		以上であること。	
			が50%以上残って					_	摩耗量が0.1g以		
71 > > > ===============================	Bullet - 0 - (10) -	Bullet - 0 - (10) -	<u>いること。</u>			71 > >	3	下であること。	下であること。		
引きかき硬度						引きか	き硬度				
		引きかき硬度B試							引きかき硬度B試		
		験の結果、試験片							験の結果、試験片		
		につけたきずの深							につけたきずの深		
	*	さの平均値が10μ							さの平均値が10 µ		
	2	m以内であるこ						2	m以内であるこ		
	12 175 エンホ	と。なお、エンボ	l	\	1 1			と。	と。	i	\

				のにあっては、試 験片につけたきず が目立たない程度	が目立たない程度								
耐	衝	撃	性	<u>であること。</u> 別記の3の(17)の	であること。 別記の3の(17)の		耐	衝	撃	性	別記の3の(21)の	別記の3の(21)の	
				衝撃A試験の結	衝撃B試験の結						衝撃A試験の結	衝撃B試験の結	
				果、試験片の表面	果、試験片の表面						果、試験片の表面	果、試験片の表面	
				に割れ及び剝がれ	に割れ及び剝がれ						に割れ及び <u>はがれ</u>	に割れ及び <u>はがれ</u>	
				を生じないこと。	を生じないこと。						を生じないこと。	を生じないこと。	
退	,	色	性	別記の3の <u>(18)</u> の	別記の3の(18)の退色試験の結果、試験片の表面に変色及	j	退	色	<u>.</u>	性	別記の3の <u>(22)</u> の	別記の3の <u>(22)</u> のi	B色試験の結果、試験片の表面に変色及
				退色試験の結果、	びつやの変化を生じないこと。						退色試験の結果、	びつやの変化を生し	じないこと。
				試験片の表面に割							試験片の表面に割		
				れ、 <u>膨れ</u> 、しわ、							れ、 <u>ふくれ</u> 、しわ、		
				めやせ、変色及び							めやせ、変色及び		
				つやの変化を生じ							つやの変化を生じ		
		N/		ないこと。					24		ないこと。		
耐	汚	染	性	別記の3の <u>(19)</u> の			耐	汚	染		別記の3の <u>(23)</u> の		
					汚染B試験の結						汚染A試験の結		
					果、試験片の表面							果、試験片の表面	
				に色が残らないこ	に色が残らないこ						に色が残らないこ	に色が残らないこ	
耐	薬	品	W+	と。 次の1から3まで	٤.		耐	薬	品	性	と。 次の1から3まで	と。	
ניטוו	来	ПП	II.	を満足すること。			ניוווין	来	ПП	II.	を満足すること。		
				1 別記の3の							1 別記の3の		
				(10)の耐アルカ							(14)の耐アルカ		
				リ試験の結果、							リ試験の結果、		
				試験片の表面に							試験片の表面に		
				割れ、膨れ、剝							割れ、 <u>ふくれ</u> 、		
				<u></u> がれ、軟化並び							はがれ、軟化並		
				に著しい変色及							びに著しい変色		
				びつやの変化を							及びつやの変化	\	
				生じないこと。							を生じないこ	\	
				2 別記の3の							と。		
				<u>(20)</u> の耐酸試験							2 別記の3の		
				の結果、試験片							<u>(24)</u> の耐酸試験		
				の表面に割れ、							の結果、試験片		
				膨れ、剝がれ、							の表面に割れ、		
				軟化並びに著し							ふくれ、はがれ、		
				い変色及びつや	\						軟化並びに著し		



3 (略)

(標準寸法)

第10条 標準寸法は、次のとおりとする。

	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)
(略)	(略)	(略)	(晋各)
構造用合板 <u>及</u> び化粧ばり構 造用合板	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記

1 試験試料の採取

試験片を切り取るべき合板(以下「試料合板」という。)のうち連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せき剝離試験、2類浸せき剝離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験及び耐シンナー試験に供するもの又は曲げ剛性試験及び2級の曲げ試験に供する合板(以下「試験合板」という。)は、1荷口から表24から表26の左欄に掲げる合板の枚数に応じ、それぞれぞれ同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出するものとする。

表24 普通合板、コンクリート型枠用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板における抽出枚数

	荷口の合板の枚数		試料合板又は試験合板の枚数
ſ	(略)	(略)	ホルムアルデヒド放散量試験以外の試験について再
			試験を行う場合は、左に掲げる数量の2倍の試料合
			板又は試験合板を抽出する。

「削る。〕

い変色及びつや	
の変化を生じな	
いこと。	
3 別記の3の	
<u>(25)</u> の耐シンナ	
一試験の結果、	
試験片の表面に	
割れ、 <u>ふくれ</u> 、	
<u>はがれ</u> 、軟化並	
びに著しい変色	
及びつやの変化	
を生じないこ	
と。	

3 (略)

(標準寸法)

第9条 標準寸法は、次のとおりとする。

	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)
(略)	(略)	(略)	(略)
構造用合板	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記

1 試験試料の採取

連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せきはく離試験、2類浸せきはく離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、吸湿試験、難燃性試験、ガス有害性試験、防炎性試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験及び耐シンナー試験に供する試験片を切り取るべき合板(以下「試料合板」という。)、又は曲げ剛性試験及び2級の曲げ試験に供する合板(以下「試験合板」という。)は、1荷口から次の表の左欄に掲げる合板の枚数に応じ、それぞれぞれ同表の右欄に掲げる枚数を任意に抜き取るものとする。

(1) 普通合板、コンクリート型枠用合板、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板

荷口の合板の枚数	試料合板又は試験合板の枚数		
(略)		ホルムアルデヒド放散量試験以外の試験について再	
		試験を行う場合は、左に掲げる数量の2倍の試料合	
		板又は試験合板を <u>抜き取る</u> 。	

注1 難燃性試験及び防炎性試験にあっては、荷口の合板の枚数が1,000枚以下のものにあっても試料合

注 (略)

表25 構造用合板及び化粧ばり構造用合板の防虫処理試験並びに構造用合板及び化粧ばり構造用合板のホル ムアルデヒド放散量試験以外の試験における抽出枚数

荷口の合板の枚数	試料合板又は試験合板の枚数			
(略)	(略)	再試験を行う場合は、左に掲げる数量の2倍の試料		
	合板又は試験合板を抽出する。			

表26 構造用合板及び化粧ばり構造用合板の防虫処理試験並びに構造用合板及び化粧ばり構造用合板のホル イ 防虫処理試験及びホルムアルデヒド放散量試験 ムアルデヒド放散量試験における抽出枚数

荷口の合板の枚数	試料合板の枚数			
(略)	(略)	防虫処理試験について再試験を行う場合は、左に掲		
		げる数量の2倍の試料合板を抽出する。		

2 試験の結果の判定

- (1) 連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験(1類に限る。)、煮沸繰返し試験、スチー ミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せき剝離試験、2類浸せき剝離試験、寒熱繰返し試験、 耐アルカリ試験、1級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、引きかき硬度試験、衝撃 試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験にあっては1荷口から抽出した試料合板か ら切り取られた試験片、含水率試験、防虫処理試験、平面引張り試験又は摩耗試験にあっては試料合 板、曲げ剛性試験又は2級の曲げ試験にあっては試験合板のうち当該試験に係る基準に適合するもの の数がその総数の90%以上であるときは、その荷口の合板は、当該試験に合格したものとし、70%未 満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の合 板について改めて当該試験に要する試料合板又は試験合板を抽出して再試験を行い、その結果、適合 するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合 格とする。
- (2) 減圧加圧試験(特類に限る。)にあっては、1荷口から抽出した試料合板が、当該試験に係る基準に 適合する場合は、合格したものとし、木部破断率が60%以上である試験片の数が試験片全数の70%以 L90%未満であるときは再試験を行い、その結果当該試験による基準に適合する場合は合格したもの とし、それ以外の場合は、不合格とする。

「削る。]

3 試験の方法

- (1) (略)
- (2) 連続者沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験 又は温冷水浸せき試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から次の方法によって作成する。

(7) 積層数が3の合板については、各試料合板から図1のA(Aによれば単板切れしたものについ てはB) に示す形の試験片を4片ずつ作成する。この場合において、試料合板ごとに、試験片 の心板の裏割れの方向と荷重方向が順逆半数ずつになるように切込みを入れるものとする。

板の枚数は3枚とする。

(2) 構造用合板

ア 防虫処理試験及びホルムアルデヒド放散量試験以外の試験

荷口の合板の枚数	試料合板又は試験合板の枚数		
(略)	(略)	再試験を行う場合は、左に掲げる数量の2倍の試料 合板又は試験合板を <u>抜き取る</u> 。	

荷口の合板の枚数	試料合板の枚数		
(略)	(略)	防虫処理試験について再試験を行う場合は、左に掲	
		げる数量の2倍の試料合板を抜き取る。	

2 試験の結果の判定

- (1) 連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験(1類に限る。)、煮沸繰返し試験、スチー ミング処理試験、温冷水浸せき試験、1類浸せきはく離試験、2類浸せきはく離試験、寒熱繰返し試 験、耐アルカリ試験、1級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、引きかき硬度試験、 衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験にあっては1荷口から抜き取られた試 料合板から切り取られた試験片、含水率試験、防虫処理試験、吸湿試験、平面引張り試験又は摩耗試 験にあっては試料合板、曲げ剛性試験又は2級の曲げ試験にあっては試験合板のうち当該試験に係る 基準に適合するものの数がその総数の90%以上であるときは、その荷口の合板は、当該試験に合格し たものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であると きは、その荷口の合板について改めて当該試験に要する試料合板又は試験合板を抜き取って再試験を 行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未 満であるときは、不合格とする。
- (2) 減圧加圧試験(特類に限る。)にあっては、1荷口から抜き取られた試料合板が、当該試験に係る基 準に適合する場合は、合格したものとし、木部破断率が60%以上である試験片の数が試験片全数の70 %以上90%未満であるときは再試験を行い、その結果当該試験による基準に適合する場合は合格した ものとし、それ以外の場合は、不合格とする。
- (3) 難燃性試験、ガス有害性試験又は防炎性試験にあっては、1荷口から抜き取られた試料合板のすべ てが、当該試験に係る基準に適合する場合は、合格したものとし、それ以外の場合は、不合格とする。
- 3 試験の方法
- (1) (略)
- (2) 連続者沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、者沸繰返し試験、スチーミング処理試験 又は温冷水浸せき試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から次の方法によって作成する。

(7) 積層数が3の合板については、各試料合板から図1のアのA(Aによれば単板切れしたものに ついてはB) に示す形の試験片を4片ずつ作成する。この場合において、試料合板ごとに、試験 片の心板の裏割れの方向と荷重方向が順逆半数ずつになるように切込みを入れるものとする。

(4) 積層数が5の合板については、図2に示す形の試験片を、積層数が7の合板については、図3 に示す形の試験片を(ア)に準じて作成し、その切込みは試料合板のいずれかの2接着層(平行層 及び化粧単板接着層を除く。)について試験ができるようにし、その全ての接着層(平行層及び 化粧単板接着層を除く。)について順逆2片ずつ試験を行えるようにする。ただし、必要に応じ、 試験に不要な単板をはぎ取ってもよいこととする。積層数が5及び7の合板以外の合板((ア)に 規定するものを除く。)についてもこれに準ずるものとする。なお、平行層及び化粧単板接着層 を有する合板にあっては、それぞれの平行層及び化粧単板接着層について、2片以上の試験片に 含まれるように作成するものとする。

「削る。]

[削る。]

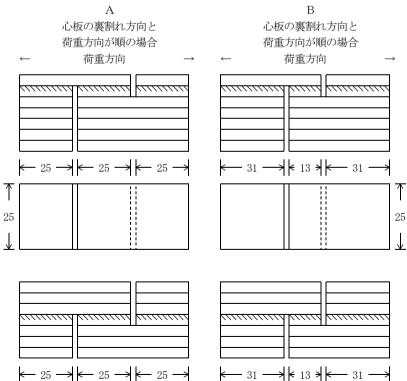
[図略]

図1 積層数が3枚の合板の試験片の作成方法

[削る。]

[図略]

図2 積層数が5枚の合板の試験片の作成方法



(4) 積層数が5の合板については、図1のイに示す形の試験片を(ア)に準じて作成し、その切込みは試料合板のいずれかの2接着層(平行層を除く。)について試験ができるようにし、その<u>すべ</u>での接着層(平行層を除く。)について順逆2片ずつ試験を行えるようにする。ただし、必要に応じ、試験に不要な単板をはぎ取ってもよいこととする。積層数が5の合板以外の合板(ア)に規定するものを除く。)についてもこれに準ずるものとする。なお、平行層を有する合板にあっては、それぞれの平行層について、2片以上の試験片に含まれるように作成するものとする。

図 1

ア 積層数が3の合板

「図略]

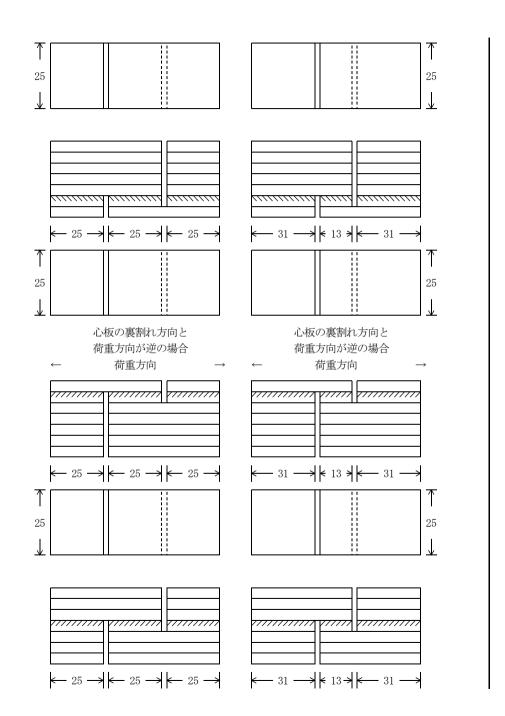
「新設]

イ 積層数が5の合板

「図略]

「新設]

[新設]



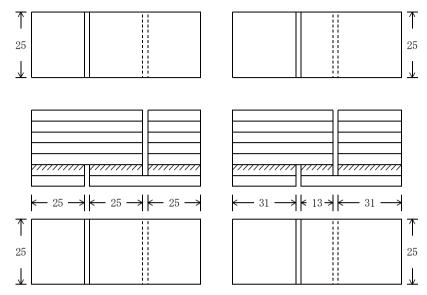


図3 積層数が7枚の合板の試験片の作成方法

注 (略)

イ 試験の方法

(ア)~(カ) (略)

注 せん断強さは、次の式によって算出する。ただし、試験片の表板<u>(化粧ばり構造用合板にあっては、表板に化粧単板の厚さを加えた厚さ)</u>に対する心板の厚さの比が1.50以上のものにあっては、その算出した数値に<u>表27</u>の厚さの比の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た数値をそのせん断強さとする。

「式略]

表27 厚さの比に対する係数

「表略]

(3) 1類浸せき剝離試験又は2類浸せき剝離試験

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 1類浸せき剝離試験

(略)

(イ) 2類浸せき剝離試験

(略)

(4) 含水率試験

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で103±2℃の温度で乾燥し、恒量(6時間以上の間

[新設]

注 (略)

イ 試験の方法

(ア)~(カ) (略)

注 せん断強さは、次の式によって算出する。ただし、試験片の表板に対する心板の厚さの比が1. 50以上のものにあっては、その算出した数値に<u>次の表</u>の厚さの比の区分に従い、それぞれ同表の 右欄に掲げる係数を乗じて得た数値をそのせん断強さとする。

「式略]

「新設]

[表略]

(3) 1類浸せきはく離試験又は2類浸せきはく離試験

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 1類浸せきはく離試験

(昭

(イ) 2類浸せきはく離試験

(略)

(4) 含水率試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片の質量を測定し、これを乾燥器中で103±2℃の温度で乾燥し、恒量に達したと認められる

隔をおいて測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下のときをいう。)<u>に達したと認めら</u>れるときの質量(以下「全乾質量」という。)を測定する。

(4) 全乾質量を測定した後、次の式によって0.1%の単位まで含水率を算出し、同一試料合板から 作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

「式略」

- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる方法以外の方法によって試料合板の適合基準を満足するかどうか明らかに 判定できる場合は、その方法によることができる。
- (5) ホルムアルデヒド放散量試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から長さ150mm、幅50mmの長方形状のものを、木口面及び表裏面の合計面積が1,800cm²以上となる最小枚数をそれぞれ作成する。

イ 試験の方法

- (ア) (略)
- (イ) 試薬の調製

試薬は、次のaからhまでによりそれぞれ調製する。

- a (略)
- b チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム五水和物 (JIS K 8637 (チオ硫酸ナトリウム五水和物 (試薬)) に規定するものをいう。) 26gと炭酸ナトリウム (JIS K 8625 (炭酸ナトリウム (試薬)) に規定するものをいう。) 0.2gを溶存酸素を含まない水1,000mLに溶かし、2日間放置した後、よう素酸カリウム (JIS K 8005 (容量分析用標準物質) に規定するものをいう。) を用いて、JIS K 8001 (試薬試験方法通則) の6の附属書JA JA.5 (滴定用溶液) JA.5.2 (滴定用溶液の調製、標定及び計算) t) (チオ硫酸ナトリウム溶液) 2) 0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液に規定する標定を行ったもの

c~g (略)

h アセチルアセトン-酢酸アンモニウム溶液

アセチルアセトンー酢酸アンモニウム溶液は、150 gの酢酸アンモニウムを800mLの水に溶かし、これに3mLの氷酢酸と2mLのアセチルアセトンを加え、溶液の中で十分混和させ、更に水を加えて1,000mLとしたもの(直ちに測定ができない場合は、0 C ~ 10 C $\pm C$ の冷暗所に調整後3 日を超えない間保管することができる。)

(ウ) ホルムアルデヒドの捕集

図4に示すように、大きさ240mmのデシケーター(JIS R 3503(化学分析用ガラス器具)に規定するものをいう。)の底の中央部に300±1mLの蒸留水を入れた直径120mm、高さ60mmの結晶皿を置き、その上に図5に示す試験片をそれぞれが接触しないように支持金具に固定してのせ、 20 ± 1 ℃で24時間以上24時間5分以内放置して、放散するホルムアルデヒドを蒸留水に吸収させて試料溶液とする。また、バックグラウンドのホルムアルデヒド濃度を測定するために試験片を入れない状態で上記の操作を行い、これをバックグラウンド溶液とする。

<u>とき</u>(6時間以上の間隔をおいて測定したときの質量の差が試験片質量の0.1%以下のときをいう。) の質量(以下「全乾質量」という。)を測定する。<u>次の式によって0.1%の単位まで含水率を算出し、</u>同一試料合板から作成された試験片の含水率の平均値を0.5%の単位まで算出する。

ただし、これ以外の方法によって試料合板の適合基準を満足するかどうか明らかに判定できる場合は、その方法によることができる。

「式略]

- (5) ホルムアルデヒド放散量試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から長さ150mm、幅50mmの長方形状のものを10片ずつ作成する。

- イ 試験の方法
- (ア) (略)
- (イ) 試薬の調製

試薬は、次のaからhまでによりそれぞれ調製する。

- a (略)
- b チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

チオ硫酸ナトリウム五水和物26gと炭酸ナトリウム0.2gを溶存酸素を含まない水1,000mLに溶かし、2日間放置した後、よう素酸カリウムを用いて、JISK8001(試薬試験方法通則)の4.5(滴定用溶液)(21.2) 0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液に規定する標定を行ったもの。

 $c \sim g$ (略)

h アセチルアセトンー酢酸アンモニウム溶液

アセチルアセトンー酢酸アンモニウム溶液は、150 g の酢酸アンモニウムを800mLの水に溶かし、これに 3 mLの氷酢酸と 2 mLのアセチルアセトンを加え、溶液の中で十分混和させ、更に水を加えて1,000mLとしたもの。(直ちに測定ができない場合は、 $0\sim10$ の冷暗所に調整後 3 日を超えない間保管することができる。)

(ウ) ホルムアルデヒドの捕集

図2のように大きさ240mm (内容積9~11Lまで) のデシケーター (JIS R 3503 (化学分析用ガラス器具) に規定するものをいう。)の底の中央部に300±1mLの蒸留水を入れた直径120mm、高さ60mmの結晶皿を置き、その上に図3のように試験片をそれぞれが接触しないように支持金具に固定してのせ、20±1 $^{\circ}$ で24時間 $^{\circ}$ 0、+5分放置して、放散するホルムアルデヒドを蒸留水に吸収させて試料溶液とする。

また、バックグラウンドのホルムアルデヒド濃度を測定するために試験片を入れない状態で上 記の操作を行い、これをバックグラウンド溶液とする。 [削る。]

[図略]

図4 ホルムアルデヒドの捕集方法

「削る。〕

[図略]

図5 試験片の固定方法例(10枚の場合)

(エ)~(カ) (略)

(6) (略)

[削る。]

「削る。〕

「削る。〕

図 2

[図略]

「新設]

図3

[図略]

「新設]

(エ)~(カ) (略)

- (6) (略)
- (7) 吸湿試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が50mmの正方形状のものを2片ずつ作成し、その試験片の側面を融点が60℃以上のパラフィンで被覆する。

イ 試験の方法

塩化ナトリウム飽和水溶液を入れて温度を40±3℃に調整した容器に試験片を入れ、48時間放置 した後質量を測定する。更に硝酸カリウム飽和水溶液を入れて温度を40±3℃に調整した容器中に入 れ、24時間放置した後、質量を測定し、増加した質量の試料合板ごとの平均値を算出する。

- (8) 難燃性試験
 - ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が220mmの正方形状のものを1片ずつ作成し、気乾状態のものを35から45℃までの温度の恒温乾燥器中で24時間以上乾燥した後、デシケーター中に24時間以上放置して養生したものとする。

イ 試験の方法

JIS A 1321 (建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法) の3.2及び3.3に規定する難燃3級の 試験方法により行い、排気温度曲線(同2.3(2)に規定する記録温度計の示す曲線をいう。)、標準温 度曲線(同3.2.1(4)に規定する加熱炉を調整した後の各経過時間ごとの排気温度にそれぞれ50℃を 加え、これらを結んで得られる曲線をいう。)及び発煙係数(同3.4(5)に規定するものをいう。)を 求める。

- (9) ガス有害性試験
 - ア 試験片及び標準材料の作成

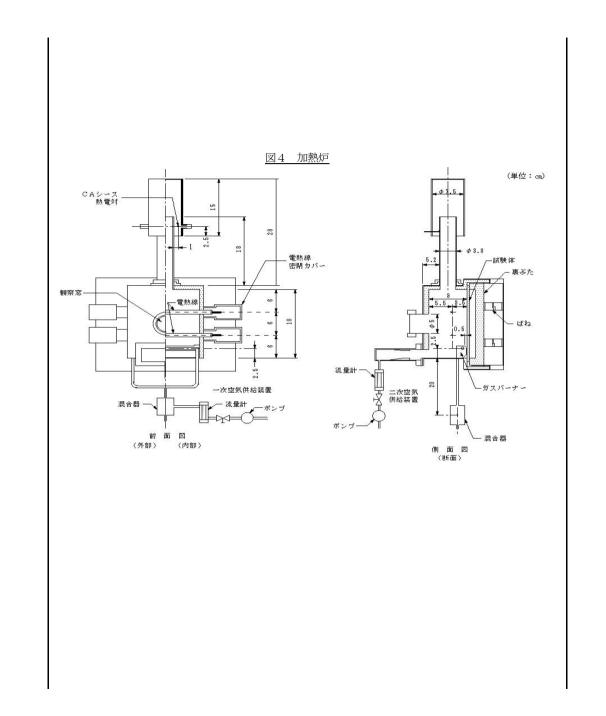
(8)のアに準ずる。ただし、標準材料にあっては、機械かんな仕上げをした厚さ10mm、一辺が220mmの正方形状の赤ラワンで養牛後の比重が0.43~0.53のものとする。

イ 試験の方法

ガス有害性試験は、(ア)に規定する試験装置によって(4)に規定する加熱試験を行う。

(7) 試験装置

加熱炉、かくはん箱及び被検箱は図4、図5及び図6のとおりとする。



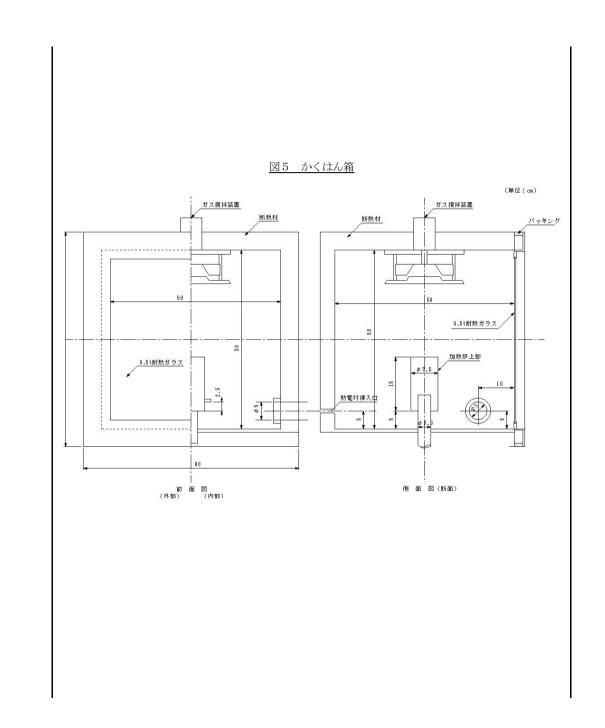
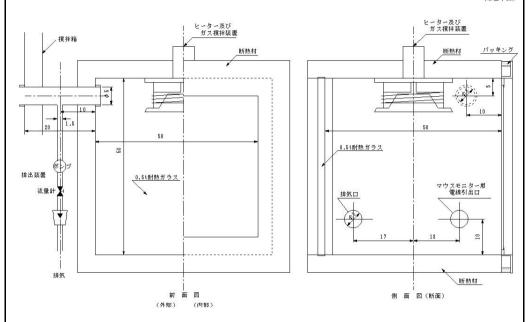


図6 披検箱

(単位: cm)



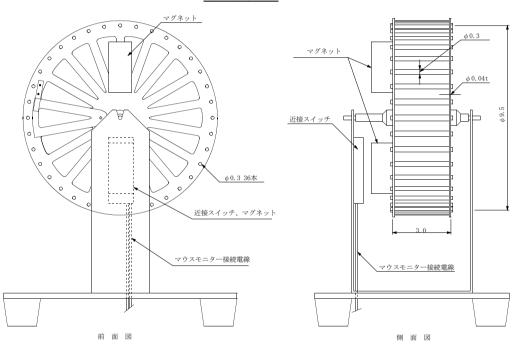
(イ) 加熱試験

- <u>a</u> 試験片の受熱面の大きさを縦横それぞれ180mmとし、はじめに副熱源で3分間加熱したのち、 更に主熱源を加えて3分間加熱し、合計6分間加熱する。
- b 空気の供給は加熱中に限って行うものとし、その供給量は加熱炉の一次空気供給装置により 毎分25.0Lとする。
- <u>c</u> 被検箱の排出装置による気体の排出は加熱中に限って行うものとし、その排出量は毎分10.0 Lとする。
- d 排気温度の測定は、外径1.6mmのCAシース熱電対及び実線記録式の電子管式自動平衡記録 温度計で行う。
- e 加熱試験は、試験の開始前に標準板を使用してaからcまでに規定する方法により予備加熱を行った後、裏ぶたを取り除き、排気温度を測定する熱電対の示度が約50℃に降下してから始

[削る。]

- <u>めるものとする。ただし、続けて加熱試験を行う場合にあっては、標準板による予備加熱は要</u> しないものとする。
- f 加熱試験を始めるときは、被検箱内の温度を約30℃とし、マウス (dd系又はICR系のメスで、 週令5、体重18から22gまでのものとする。)を1匹ずつ入れた回転かご (図7に規定するもので、回転かごの回転部分は、原則としてアルミニウム製とし、質量は75g以下とする。)8 個を被検箱内に入れるものとする。
- g 加熱を始めてからマウスが行動を停止するに至るまでの時間(以下「行動停止までの時間」 という。)の測定は、自己記録ができる装置を用いて、加熱開始後15分間、個々のマウスごと に行う。

図7 回転かご



ウ 平均行動停止時間

マウスの平均行動停止時間は、次の式によって算出する。

 $X_s = \overline{X} - \sigma$

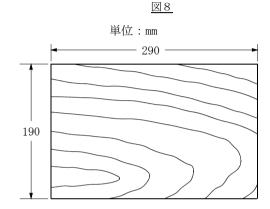
 \overline{X} は、8匹のマウスの行動停止までの時間(マウスが行動を停止するに至らなかった場合は、15分とする。)の平均値(分)

 $\underline{\sigma}$ は、8 匹のマウスの行動停止までの時間(マウスが行動を停止するに至らなかった場合は、15分とする。)の標準偏差(分)

(10) 防炎性試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から図8に示すように表板又は裏板の主繊維方向とおおむね平行に290mmの長さ、おおむね直角に190mmの長さの長方形状のものを1片(表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した試料合板にあっては、2片)ずつ作成し、気乾状態のものを40±3℃の乾燥器中で24時間乾燥した後、シリカゲル入りデシケーター中に24時間以上放置して養生したものとする。



イ 試験の方法

- (ア)に規定する燃焼試験装置によって(イ)に規定する燃焼試験を行う。
- (7) 燃焼試験箱、試験片支持枠、電気火花発生装置及びメッケルバーナーの構造は、図9から12までのとおりとし、燃焼に使用する燃料は、JIS K 2240 (液化石油ガス (LPガス)) に規定する液化石油ガス4号とする。
- (イ) 燃焼試験は、試験片を支持わくに固定し、炎の長さを65mmとしたバーナーを、炎の先端が試験 片の表板 (アにより2片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち1片の試験片に あっては、裏板) の中央部に接するように置き、2分間加熱を行うものとする。

図9 燃焼試験箱 (単位:mm) 煙突 微調整 スクリューコック - 235 -**|-**—115−

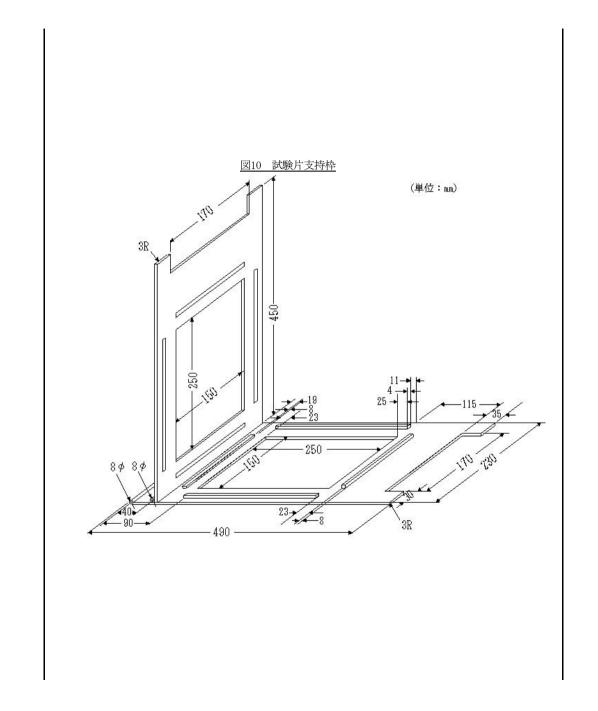
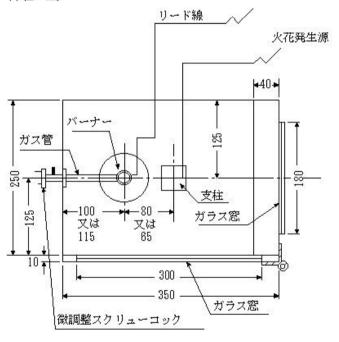
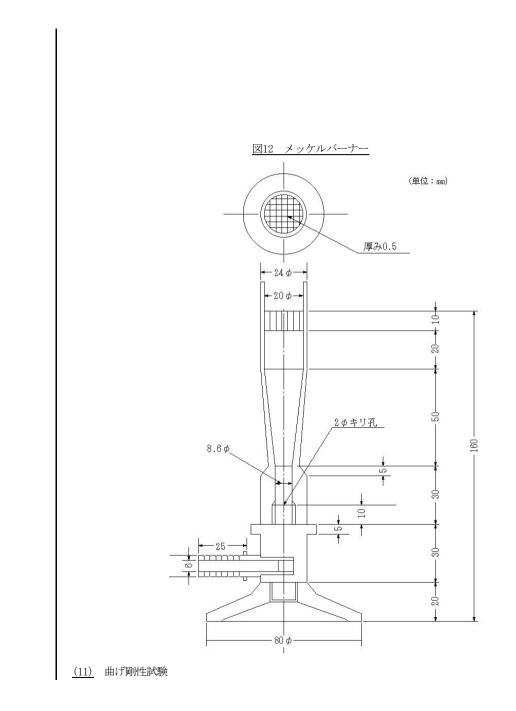


図11 電気火花発生装置

(単位:mm)





(7) 曲げ剛性試験

ア 試験の方法

長さ方向スパン用にあっては、図6に示す方法によって、幅方向スパン用にあっては、図7に示す方法によって、実大の試験合板の表面を上面とし、スパンの中央に直交して置いた荷重棒の有効長さ(合板の長さ又は幅)の上に、荷重を加えてたわみ量を測定し、次の式によって曲げヤング係数を算出する。

「式略]

「削る。]

[図略]

図6 長さ方向スパン用の曲げ剛性試験の方法

[図略]

図7 幅方向スパン用の曲げ剛性試験の方法

(8) 平面引張り試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が50mmの正方形状のものを<u>2片</u>(裏面もコンクリート型枠用として使用するために塗装若しくはオーバーレイを施した表面加工コンクリート型枠用合板(以下「両面加工コンクリート型枠用合板」という。)又は裏面にもオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施し、表面と同等の性能を有する特殊加工化粧合板(以下「両面特殊加工化粧合板」という。)にあっては、4片)ずつ作成する。

イ 試験の方法

試験片の表面(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち2片の試験片にあっては、裏面)中央に一片が20mmの正方形状の接着面を有する金属盤をシアノアクリレート系接着剤を用いて接着し、周囲に台板合板に達する深さの切りきずを付けた後、試験片及び金属盤を図8のようにチャックに固定し、接着面と直角の方向に毎分5,880N以下の荷重速度で引張り、剝離時又は破壊時における最大荷重を測定する。次の式によって接着力を小数点以下第1位まで算出し、同一試料合板から作成した試験片の接着力の平均値を算出する。「式略

「削る。]

[図略]

図8 平面引張り試験の方法

(9) 寒熱繰返し試験 (寒熱繰返しA試験、寒熱繰返しB試験、寒熱繰返しC試験及び寒熱繰返しD試験) ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が150mmの正方形状のものを2片ずつ作成する。ただし、寒熱繰返しA試験に供する試験片にあっては、試験片の中央に直径3mmの穴をあける。

イ 試験の方法

(7) 寒熱繰返しA試験及び寒熱繰返しB試験

試験片を<u>図9</u>のように金属<u>枠</u>に固定し、 80 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間放置した後、 -20 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間放置する工程を 2 回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(イ) 寒熱繰返しC試験

試験片を図9のように金属枠に固定(表面加工コンクリート型枠用合板の場合は、試験片そのままとする。)し、 60 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間放置した後、 -20 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間放

ア 試験の方法

図13に示す方法によって、実大の試験合板の表面を上面とし、スパンの中央に直交して置いた荷 重棒の有効長さ(合板の長さ又は幅)の上に、荷重を加えてたわみ量を測定し、次の式によって曲 げヤング係数を算出する。

「式略]

図13

[図略]

「新設]

[図略]

「新設]

(12) 平面引張り試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が50mmの正方形状のものを<u>4片</u>(裏面もコンクリート型枠用として使用するために塗装若しくはオーバーレイを施した表面加工コンクリート型枠用合板(以下「両面加工コンクリート型枠用合板」という。)又は裏面にもオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施し、表面と同等の性能を有する特殊加工化粧合板(以下「両面特殊加工化粧合板」という。)にあっては、8片)ずつ作成する。

イ 試験の方法

試験片の表面(アにより<u>8片</u>の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち<u>4片</u>の試験 片にあっては、裏面)中央に一片が20mmの正方形状の接着面を有する金属盤をシアノアクリレート 系接着剤を用いて接着し、周囲に台板合板に達する深さの切りきずを付けた後、試験片及び金属盤 を<u>図14</u>のようにチャックに固定し、接着面と直角の方向に毎分5,880N以下の荷重速度で引張り、<u>は</u> く離時又は破壊時における最大荷重を測定する。次の式によって接着力を小数点以下第1位まで算 出し、同一試料合板から作成した試験片の接着力の平均値を算出する。 「式略

図14

[図略]

「新設]

(13) 寒熱繰返し試験 (寒熱繰返しA試験、寒熱繰返しB試験、寒熱繰返しC試験及び寒熱繰返しD試験) ア 試験片は、各試料合板から一辺が150mmの正方形状のものを2片ずつ作成する。ただし、寒熱繰返しA試験に供する試験片にあっては、試験片の中央に直径3mmの穴をあける。

イ 試験の方法

(7) 寒熱繰返しA試験及び寒熱繰返しB試験

試験片を<u>図15</u>のように金属<u>わく</u>に固定し、 80 ± 3 $\mathbb C$ の恒温器中に 2 時間放置した後、 -20 ± 3 $\mathbb C$ の恒温器中に 2 時間放置する工程を 2 回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(イ) 寒熱繰返しC試験

試験片を図15のように金属<u>わく</u>に固定<u>し、</u>(表面加工コンクリート型枠用合板の場合は、試験 片そのままとする。) 60 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間放置した後、 -20 ± 3 \mathbb{C} の恒温器中に 2 時間 置する工程を2回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(f) 寒勢繰返しD試験

試験片を図9のように金属枠に固定し、 40 ± 3 ℃の恒温器中に2時間放置した後、 -20 ± 3 ℃の恒温器中に2時間放置する工程を2回繰り返し、室温に達するまで放置する。

「削る。]

「図略]

図9 試験片の固定方法

(10) 耐アルカリ試験

ア・イ (略)

(11) 曲げ試験

ア 1級の曲げ試験

(7) 試験片の作成

各試料合板から<u>図10</u>のように表板の主繊維方向と直角に板幅の65%以上の長さ、平行に表示厚さの50倍の長さの長方形状のもの及び表板の主繊維方向と平行に板幅の65%以上の長さ、直角に表示厚さの50倍の長さの長方形状のものをそれぞれ1片ずつ作成する。ただし、試験する合板の寸法が<u>図10</u>の試験片を作成するのに十分でない場合は、作成できる最大の大きさの試験片を作成する。

全ての単板がラワンである場合は、図11のように、表板の主繊維方向と直角に50mmの長さ、平行に表示厚さの24倍に50mmを加えた長さの長方形状のもの及び表板の主繊維方向と平行に50mmの長さ、直角に表示厚さの24倍に50mmを加えた長さの長方形状のもの(以下「小試験片」という。)であってもよい。この場合、それぞれ2片ずつ作成する。

[削る。]

[図略]

図10 試験片の採取方法 (ラワン以外用) 「削る。]

[図略]

図11 試験片の採取方法 (ラワン用)

(イ) 試験の方法

図12に示す方法(試験片の長さが50hに満たない場合は、支点から荷重点の距離及び荷重点間の距離15hを可能な範囲で最大の大きさまで小さくすることができる。)によってスパンの方向と試験片の表板の主繊維方向が平行な場合と直角な場合について比例域における上限荷重及び下限荷重、これらに対するたわみ量並びに最大荷重を測定し、次の式によって曲げ強さ及び曲げヤング係数を算出する。この場合の平均荷重速度は、毎分14.7MPa以下とし、裏板が引張り側になるように表板に力を加える。ただし、小試験片を使用する場合は図13に示す方法による。試験機の容量や寸法等の制約のため、合板の板幅の65%以上の幅の試験片の試験が不可能な場合は、試験片の幅が小さくなるように試験片を切断分割して試験することができる。この場合、分割試験片のそれぞれの幅は同じとし、分割したそれぞれの試験片の曲げ強さ及び曲げヤング係数の平均値をもってその合板の曲げ強さ及び曲げヤング係数とする。

放置する工程を2回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(f) 寒熱繰返しD試験

試験片を図15のように金属<u>わく</u>に固定し、 40 ± 3 $\mathbb C$ の恒温器中に 2 時間放置した後、 -20 ± 3 $\mathbb C$ の恒温器中に 2 時間放置する工程を 2 回繰り返し、室温に達するまで放置する。

図15

[図略]

「新設]

(14) 耐アルカリ試験

ア・イ (略)

(15) 曲げ試験

ア 1級の曲げ試験

(7) 試験片の作成

各試料合板から<u>図16</u>のように表板の主繊維方向と直角に板幅の65%以上の長さ、平行に表示厚さの50倍の長さの長方形状のもの及び表板の主繊維方向と平行に板幅の65%以上の長さ、直角に表示厚さの50倍の長さの長方形状のものをそれぞれ1片ずつ作成する。ただし、試験する合板の寸法が<u>図16</u>の試験片を作成するのに十分でない場合は、作成できる最大の大きさの試験片を作成する。

<u>すべて</u>の単板が<u>熱帯産広葉樹(通称ラワン)</u>である場合は、<u>図17</u>のように、表板の主繊維方向と直角に50mmの長さ、平行に表示厚さの24倍に50mmを加えた長さの長方形状のもの及び表板の主繊維方向と平行に50mmの長さ、直角に表示厚さの24倍に50mmを加えた長さの長方形状のもの(以下「小試験片」という。)であってもよい。この場合、それぞれ2片ずつ作成する。

図16

[図略]

「新設]

図17

[図略]

「新設]

(イ) 試験の方法

図18に示す方法(試験片の長さが50hに満たない場合は、支点から荷重点の距離及び荷重点間の距離15hを可能な範囲で最大の大きさまで小さくすることができる。)によってスパンの方向と試験片の表板の主繊維方向が平行な場合と直角な場合について比例域における上限荷重及び下限荷重、これらに対するたわみ量並びに最大荷重を測定し、次の式によって曲げ強さ及び曲げヤング係数を算出する。この場合の平均荷重速度は、毎分14.7MPa以下とし、裏板が引張り側になるように表板に力を加える。ただし、小試験片を使用する場合は図19に示す方法による。試験機の容量や寸法等の制約のため、合板の板幅の65%以上の幅の試験片の試験が不可能な場合は、試験片の幅が小さくなるように試験片を切断分割して試験することができる。この場合、分割試験片のそれぞれの幅は同じとし、分割したそれぞれの試験片の曲げ強さ及び曲げヤング係数の平均値をもってその合板の曲げ強さ及び曲げヤング係数とする。

「式略]

「削る。]

[図略]

図12 1級の曲げ試験の方法(ラワン以外用)

[削る。]

[図略]

図13 1級の曲げ試験の方法(ラワン用)

(ウ) (略)

イ 2級の曲げ試験

(ア) 試験方法

図14に示す方法によって、実大の試験合板の表面<u>(化粧ばり構造用合板にあっては、表面及び裏面それぞれ)</u>を上面とし、スパンの中央に直交して置いた荷重棒の有効長さ(合板の幅)の上に、試験合板の厚さ、幅及び長さに応じ、それぞれ荷重を加えてたわみ量を測定し、次の式によって曲げヤング係数を算出する。

[式略]

[削る。]

「図略]

図14 2級の曲げ試験の方法

(12) 面内せん断試験

ア 試験片の作成

各試料合板から $\boxed{015}$ のように表板の主繊維方向と直角に85 $\boxed{85}$ 00長さ、平行に255 $\boxed{85}$ 00日の長さの長方形状のものをそれぞれ2片ずつ作成する。

イ 試験の方法

図15に示す方法によって行い、最大荷重を測定し、面内せん断強さを次の式によって算出する。 この場合の平均荷重速度は毎分2.0MPa以下とする。

「式略]

「削る。〕

「図略]

注 (略)

図15 面内せん断試験の方法

ウ (略)

(13) 耐水試験(耐水A試験、耐水B試験、耐水C試験及び耐水D試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 耐水A試験

同一試料合板から作成した試験片の裏面と裏面(アにより 4 片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち 2 片の試験片にあっては、表面と表面)を<u>試験に支障のない方法ではり合わせ</u>、側面を被覆したもの(以下「試験体」という。)を 80 ± 3 $\mathbb C$ の温水中に 1 時間浸せきした後、 60 ± 3 $\mathbb C$ で 2 時間乾燥する工程を 2 回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(イ)~(エ) (略)

図18

[図略]

「新設]

図19

[図略]

「新設]

(ウ) (略)

イ 2級の曲げ試験

(7) 試験方法

図20に示す方法によって、実大の試験合板の表面を上面とし、スパンの中央に直交して置いた 荷重棒の有効長さ(合板の幅)の上に、試験合板の厚さ、幅及び長さに応じ、それぞれ荷重を加 えてたわみ量を測定し、次の式によって曲げヤング係数を算出する。

[式略]

図20

[図略]

[新設]

(16) 面内せん断試験

ア 試験片の作成

各試料合板から図21のように表板の主繊維方向と直角に85mmの長さ、平行に255mmの長さの長方形状のものをそれぞれ2片ずつ作成する。

イ 試験の方法

図21に示す方法によって行い、最大荷重を測定し、面内せん断強さを次の式によって算出する。 この場合の平均荷重速度は毎分2、OMPa以下とする。

[式略]

図21

[図略]

注 (略)

「新設]

ウ (略)

(17) 耐水試験(耐水A試験、耐水B試験、耐水C試験及び耐水D試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 耐水A試験

同一試料合板から作成した試験片の裏面と裏面(アにより 4 片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち 2 片の試験片にあっては、表面と表面)を<u>常温接着用フェノール樹脂を</u>用いてはり合わせ、側面を被覆したもの(以下「試験体」という。)を 80 ± 3 $\mathbb C$ の温水中に 1 時間浸せきした後、 60 ± 3 $\mathbb C$ で 2 時間乾燥する工程を 2 回繰り返し、室温に達するまで放置する。

(イ)~(エ) (略)

(14) 湿熱試験

ア・イ (略)

(15) 摩耗試験 (摩耗A試験及び摩耗C試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 摩耗A試験

試験片の質量を測定した後、当該試験片を図16、図17又は図18のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、研磨紙(JIS K 6902(熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法)に定める検定に合格するものをいう。)を巻き付けたゴム製円板(JIS K 6902(熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法)に定める検定に合格するものをいう。)2個を取り付けて試験片を100回転させ、その後当該試験片の質量を測定し、摩耗量を算出する。この場合、試験片面上に加わる総質量は、ゴム製円板の質量を含め500gとする。

注 摩耗量は、次の式によって算出する。ただし、アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、表面、裏面それぞれの摩耗量を算出するものとする。

摩耗量(g)= 各試験片の摩耗減量の和

2

摩耗減量(g) = 100回転前の試験片の質量-100回転後の試験片の質量

(イ) 摩耗C試験

試験片を<u>図16、図17</u>又は<u>図18</u>のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、軟質摩耗輪 (JIS K 7204 (プラスチックー摩耗輪による摩耗試験方法)に定めるCS17に適合するものをい う。) 2個を取り付けて<u>試験片を200回転させる。</u>この場合、試験片面上に加わる総質量は、軟質 摩耗輪の質量を含め1,000gとする。

「削る。]

「削る。〕

「削る。]

「削る。]

「削る。]

「削る。]

「削る。]

「図略]

図16 摩耗試験の方法1

「削る。]

(18) 湿熱試験

ア・イ (略)

(19) 摩耗試験

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 摩耗A試験及び摩耗B試験

試験片の質量を測定した後、図22、図23又は図24のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、研磨紙(JIS K 6902(熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法)に定める検定に合格するものをいう。)を巻き付けたゴム製円板(JIS K 6902(熱硬化性樹脂高圧化粧板試験方法)に定める検定に合格するものをいう。)2個を取り付けて試験を行ない、摩耗終点に達したときの回転数を読み取り、試験片の質量を測定し、摩耗値及び摩耗量を算出する。この場合、試験片面上に加わる総質量は、ゴム製円板の質量を含め500gとする。

「新設]

[新設]

(イ) 摩耗C試験

試験片を<u>図22</u>、<u>図23</u>又は<u>図24</u>のいずれかに示す試験装置の回転盤に水平に固定し、軟質摩耗輪2個を取り付けて試験を行ない、摩耗終点に達したときに回転数を読み取り、摩耗値を算出する。この場合、試験片面上に加わる総質量は、軟質摩耗輪の質量を含め1,000gとする。

注1 摩耗値及び摩耗量は、次の式によって算出する。ただし、アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、表面、裏面それぞれの摩耗値及び摩耗量を算出するものとする。

各試験片の回転数の和

摩耗值=

2

摩耗量 $(g) = \frac{W}{C} \times 100$

Wは、試験片2片の平均減量(g)

Cは、摩耗値

2 摩耗終点は、試験片の化粧面が模様の場合にあってはその模様のほぼ50%がすり切れたと きとし、化粧面が無地の場合にあってはその下地のほぼ50%が現れたときとする。

义22

[図略]

[新設]

図23

[図略]

図17 摩耗試験の方法2

[削る。]

[図略]

図18 摩耗試験の方法3

(16) 引きかき硬度試験(引きかき硬度A試験及び引きかき硬度B試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 引きかき硬度A試験

試験片を<u>図19</u>のように取付台に水平に固定し、同図に示すダイヤ針を使用して200gの重りにより荷重を加え、試験片の表面に長さ50mmの線状のきずを3本付け、きずの深さを測定し、平均値(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、表面、裏面それぞれの平均値。以下(16)において同じ。)を算出する。

(イ) 引きかき硬度B試験

試験片を<u>図19</u>のように取付台に水平に固定し、同図に示すダイヤ針を使用して100gの重りにより荷重を加え、試験片の表面に長さ50mmの線状のきずを3本付け、きずの深さを測定し、平均値を算出する。

「削る。]

[図略]

図19 引きかき硬度試験機

(17) 衝撃試験 (衝撃A試験及び衝撃B試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 衝撃A試験

試験片を<u>図20</u>のように固定盤に水平に固定し、曲率半径25.4mmの先端部を有する質量150gの落下重すいを落差30mmで試験片の中央の1箇所に繰り返して50回落下させる。

(d) 衝撃B試験

試験片を図20のように固定盤に水平に固定し、曲率半径25.4mmの先端部を有する質量100gの落下重すいを落差30mmで試験片の中央の1箇所に繰り返して50回落下させる。

「削る。]

[図略]

図20 衝撃試験の方法

(18) 退色試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を<u>図21</u>のように取付用<u>枠</u>に垂直に固定し、試験片と退色試験用水銀灯との水平距離を300mm に調整した後、毎分2.5回転の速度で回転させながら退色水銀灯の光に48時間さらした後、暗室中に72時間放置する。

注 (略)

「削る。〕

「図略]

「新設]

図24

[図略]

[新設]

(20) 引きかき硬度試験(引きかき硬度A試験及び引きかき硬度B試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(ア) 引きかき硬度A試験

試験片を図25のように取付台に水平に固定し、同図に示すダイヤ針を使用して200gの重りにより荷重を加え、試験片の表面に長さ50mmの線状のきずを3本付け、きずの深さを測定し、平均値(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、表面、裏面それぞれの平均値。以下(20)において同じ。)を算出する。

(イ) 引きかき硬度B試験

試験片を<u>図25</u>のように取付台に水平に固定し、同図に示すダイヤ針を使用して $100 \, \mathrm{g}$ の重りにより荷重を加え、試験片の表面に長さ $50 \, \mathrm{mm}$ の線状のきずを $3 \, \mathrm{a}$ 本付け、きずの深さを測定し、平均値を算出する。

図25

[図略]

[新設]

(21) 衝撃試験(衝撃A試験及び衝撃B試験)

ア (略)

イ 試験の方法

(7) 衝撃A試験

試験片を<u>図26</u>のように固定盤に水平に固定し、曲率半径25.4mmの先端部を有する質量150gの落下重すいを落差30mmで試験片の中央の1箇所に繰り返して50回落下させる。

(d) 衝撃B試験

試験片を図26のように固定盤に水平に固定し、曲率半径25.4mmの先端部を有する質量100gの落下重すいを落差30mmで試験片の中央の1箇所に繰り返して50回落下させる。

図26

[図略]

[新設]

(22) 退色試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を<u>図27</u>のように取付用<u>わく</u>に垂直に固定し、試験片と退色試験用水銀灯との水平距離を300 mmに調整した後、毎分2.5回転の速度で回転させながら退色水銀灯の光に48時間さらした後、暗室中に72時間放置する。

注 (略)

図27

[図略]

図21 退色試験の方法

(19) 汚染試験(汚染A試験及び汚染B試験)

ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から一辺が75mmの正方形状のものを2片(両面特殊加工化粧合板にあっては、4片)ずつ作成する。

イ 試験の方法

(7) 汚染A試験

試験片を水平に置いた後、試験片の表面(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち2片の試験片にあっては、裏面。以下(19)において同じ。)に一般市販品事務用青色インキ、油性インキ(黒色)(JIS S 6037 (マーキングペン)に定めるものをいう。)及び赤色クレヨン(JIS S 6026 (クレヨン及びパス)に定めるもの又は同等の性能を有するものをいう。以下同じ。)でそれぞれ幅10mmの線を引き、4時間放置した後、溶剤又は洗剤を布に含ませてふき取る。

(d) 汚染B試験

試験片を水平に置いた後、試験片の表面に<u>油性インキ</u> (JIS S 6037<u>(</u>マーキングペン) に定めるものをいう。) 及び赤色クレヨンでそれぞれ幅10mmの線を引き、2時間放置した後、溶剤又は洗剤を布に含ませてふき取る。

(20) 耐酸試験

ア・イ (略)

(21) 耐シンナー試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を水平に置いた後、試験片の表面(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち2片の試験片にあっては、裏面)にラッカーシンナーを滴下し、時計皿で6時間被覆した後、室内に24時間放置する。

別表 1 (略)

別表2(第5条、第6条関係)

	214 - 214124117				
	単板の数	表板及び裏板の単板の厚さ(単位 mm)			
合板の厚さ	平似 ⁽⁾	3又は4	5 <u>以上</u>		
7.5mm以上	9.0mm未満	(略)	(略)		
9.0mm以上	12.0mm未満	2.0	<u>1. 5</u>		
12.0mm以上	15.0mm未満	2.0	<u>1.5</u>		
15.0mm以上		_	<u>1. 5</u>		

別表3 (略)

[図略]

「新設]

(23) 汚染試験 (汚染A試験及び汚染B試験)

<u>ア</u> 試験片は、各試料合板から一辺が75mmの正方形状のものを2片(両面特殊加工化粧合板にあっては、4片)ずつ作成する。

イ 試験の方法

(7) 汚染A試験

試験片を水平に置いた後、試験片の表面(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち2片の試験片にあっては、裏面。以下(23)において同じ。)に一般市販品事務用青色インキ、黒色速乾性インキ(JISS6037マーキングペン)に定めるものをいう。)及び赤色クレヨン(JISS6026(クレヨン及びパス)に定めるものをいう。以下同じ。)でそれぞれ幅10mmの線を引き、4時間放置した後、溶剤又は洗剤を布に含ませてふき取る。

(d) 汚染B試験

試験片を水平に置いた後、試験片の表面に<u>速乾性インキ</u> (JIS S 6037マーキングペン) に定めるものをいう。) 及び赤色クレヨンでそれぞれ幅10mmの線を引き、2時間放置した後、溶剤又は洗剤を布に含ませてふき取る。

(24) 耐酸試験

ア・イ (略)

(25) 耐シンナー試験

ア (略)

イ 試験の方法

試験片を水平に置いた後、試験片の表面(アにより4片の試験片を作成する場合にあっては、当該試験片のうち2片の試験片にあっては、裏面)にラッカーシンナー (JIS K 5538 (ラッカー系シンナー) に定めるものをいう。) を滴下し、時計皿で6時間被覆した後、室内に24時間放置する。

別表1 (略)

別表2(第5条、第6条関係)

TEL WORK WORKING							
単板の数		表板及び裏板の単板の厚さ(単位 mm)					
合板の厚さ	早似0分数	3又は4	5 <u>又は6</u>	7又は8	9以上		
7.5mm以上	9.0mm未満	(略)	(略)	=	=		
9.0mm以上	12.0mm未満	<u>2. 5</u>					
12.0mm以上	15.0mm未満	<u>2. 5</u>	<u>2.0</u>	Ш			
15.0mm以上	<u>18.0mm未満</u>	<u>3. 0</u>	<u>2.5</u>	Ш	Ш		
18.0mm以上	21.0mm未満		<u>3. 0</u>				
21.0mm以上	<u>24.0mm未満</u>		<u>4.0</u>	<u>3. 0</u>			
<u> 24.0mm以上</u>			Ш	<u>3. 5</u>	<u>3.0</u>		

別表3 (略

別記様式

- 1 普通合板の表示の様式
- 1 2 (略)
- 3 接着の程度
- 4~8 (略)
- 9 製造業者

備考

- 1 ホルムアルデヒド放散量について表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」を省略すること。
- $2 \sim 4$ (略)
- 5 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造業者</u>」を「<u>販売業者」と</u>すること。
- 6 輸入品にあっては、5にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。
- 7 (略)
- 2 コンクリート型枠用合板の表示の様式
- $1 \sim 3$ (略)
- 4 使用方向
- $5 \sim 7$ (略)
- 8 製造業者

備考

- 1 ホルムアルデヒド放散量<u>について</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放 散量」を省略すること。
- 2 3 (略)
- 4 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造業者</u>」を「<u>販売業者」と</u>すること。
- 5 輸入品にあっては、4にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。
- 6 (略)
- 3 構造用合板の表示の様式
- 1 2 (略)
- 3 接着の程度
- 4~11 (略)
- 12 製造業者

備考

- 1 2 (略)
- 3 ホルムアルデヒド放散量<u>について</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放 散量」を省略すること。
- $4 \sim 6$ (略)
- 7 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造業者</u>」を「<u>販売業者</u>」<u>と</u>すること。
- 8 輸入品にあっては、7にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。

別記様式

- 1 普通合板の表示の様式
- 1 2 (略)
- 3 接着性能
- 4~8 (略)
- 9 製造者

備考

- 1 ホルムアルデヒド放散量<u>の</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」 を省略すること。
- 2~4 (略)
- 5 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」にすること。
- 6 輸入品にあっては、5にかかわらずこの様式中「製造者」を「輸入者」にすること。
- 7 (略)
- 2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

1~3 (略)

[新設]

 $4 \sim 6$ (略)

7 製造者

備考

- 1 ホルムアルデヒド放散量<u>の</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」 を省略すること。
- 2 3 (略)
- 4 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造者</u>」を「<u>販売者</u>」<u>に</u>すること。
- 5 輸入品にあっては、4にかかわらずこの様式中「製造者」を「輸入者」にすること。
- 6 (略)
- 3 構造用合板の表示の様式
- 1 2 (略)
- 3 接着性能
- 4~11 (略)
- 12 製造者

備考

- 1・2 (略)
- 3 ホルムアルデヒド放散量<u>の</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」 を省略すること。
- $4 \sim 6$ (略)
- 7 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」にすること。
- 8 輸入品にあっては、7にかかわらずこの様式中「製造者」を「輸入者」にすること。

9 (略)

4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

1 品名

2 寸法

3 接着の程度

4 ホルムアルデヒド放散量

5 防虫剤

6 樹種名

7 使用接着剤の種類

8 製造業者

備考

1 ホルムアルデヒド放散量について表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放 散量」を省略すること。

2 防虫処理を施した旨の表示をしないものにあっては、この様式中「防虫剤」を省略すること。

3 樹種名の表示をしないものにあっては、この様式中「樹種名」を省略すること。

4 ホルムアルデヒド放散量の表示をするものにあっては、この様式中「使用接着剤の種類」を省略すること。

5 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造業者」を「販売業者」とすること。

6 輸入品にあっては、5にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。

7 この様式は、縦書きとすることができる。

5 天然木化粧合板の表示の様式

1 • 2 (略)

3 接着の程度

4·5 (略)

6 側面加工

7・8 (略)

9 製造業者

備考

1 ホルムアルデヒド放散量について表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」を省略すること。

2 (略)

3 側面加工を施さないものにあっては、この様式中「側面加工」を省略すること。

<u>4 · 5</u> (略)

 $\underline{6}$ 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造業者</u>」を「<u>販売業者</u>」 $\underline{\underline{b}}$ すること。

7 輸入品にあっては、6にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。

8 (略)

6 特殊加工化粧合板の表示の様式

9 (略)

[新設]

4 天然木化粧合板の表示の様式

1 • 2 (略)

3 接着性能

4·5 (略)

「新設]

6 · 7 (略)

8 製造者

備考

1 ホルムアルデヒド放散量<u>の</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」 を省略すること。

2 (略)

[新設]

<u>3</u>·<u>4</u> (略)

<u>5</u> 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造者</u>」を「<u>販売者</u>」<u>に</u>すること。

<u>6</u> 輸入品にあっては、<u>5</u>にかかわらずこの様式中「<u>製造者</u>」を「輸入者」にすること。

7 (略)

5 特殊加工化粧合板の表示の様式

1 • 2 (略)

3 接着の程度

 $4 \sim 6$ (略)

7 側面加工

<u>8 · 9</u> (略)

<u>10</u> 製造業者

備考

1 ホルムアルデヒド放散量について表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」を省略すること。

2 (略)

3 側面加工を施さないものにあっては、この様式中「側面加工」を省略すること。

4·5 (略)

 $\underline{6}$ 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「<u>製造業者</u>」を「<u>販売業者</u>」 $\underline{\underline{b}}$ すること。

7 輸入品にあっては、6にかかわらず、この様式中「製造業者」を「輸入業者」とすること。

8 (略

1 • 2 (略)

3 接着性能

 $4 \sim 6$ (略)

[新設|

<u>7</u>・<u>8</u> (略)

9 製造者

備考

1 ホルムアルデヒド放散量<u>の</u>表示をしないものにあっては、この様式中「ホルムアルデヒド放散量」 を省略すること。

2 (略)

[新設]

<u>3</u>・<u>4</u> (略)

5 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」にすること。

6 輸入品にあっては、5にかかわらずこの様式中「製造者」を「輸入者」にすること。

<u>7</u> (略)